

シンガポール日本商工会議所

MCI (P) NO.006/03/2017
Japanese Chamber of Commerce & Industry, Singapore
Website: <http://www.jcci.org.sg>



駐在生活スタート！
30年余の診療経験で皆様の
健康管理をサポート致します



出張前の予防接種はお早めに

A型肝炎、B型肝炎、狂犬病、破傷風、日本脳炎、ポリオ、
腸チフス、黄熱病、インフルエンザ など

www.japan-green.com.sg

総合診療の
オーチャード本院

ジャパングリーンクリニック

診療科目

外来診察 (小児科・内科・外科・耳鼻咽喉科・婦人科*・他一般)、
予防接種*、乳幼児健診*、医療検査*、健康診断*、理学療法*
(疼痛治療・リハビリ等)、各種医療相談(アレルギー・禁煙・他)
*一般診察は予約不要です。*印は要予約。
歯科はJGHデンタルクリニック(当院内) Tel:6235-7747

受付時間

月～金曜日 09:00～12:00 14:00～17:30
土曜日 09:00～12:00

休診日

日曜日、シンガポールの祝日

所在地

290 Orchard Road, #10-01 Paragon
Singapore 238859

Eメール

reception@japan-green.com.sg

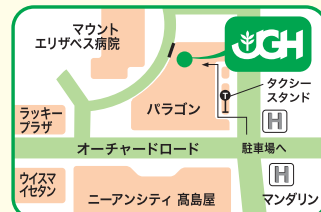
電話

6734-8871

ファックス

6733-1213

- ◆ MRTオーチャード駅より徒歩15分
- ◆ エレベーターはTower 1、Lobby Eを
ご利用ください
- ◆ 主要各科医師が在籍し検査機器も揃えた
総合クリニックです



パラゴン



健康診断ロビー

オフィス街の
身近なクリニック

ジャパングリーンクリニック
シティ分院

診療内容

外来診察 (一般内科・眼科*)、予防接種、
健康診断*、理学療法* (疼痛治療・リハビリ等)、
各種医療相談 (アレルギー・禁煙・他)
*ご予約をお願い致します。*設定日時はお問い合わせください。

受付時間

月～金曜日 09:00～12:30 14:30～17:30

休診日

土曜日、日曜日、シンガポールの祝日

所在地

1 Raffles Place One Raffles Place (Tower 1)
#19-02, Singapore 048616

Eメール

citybranch@japan-green.com.sg

電話

6532-1788

ファックス

6532-7673

- ◆ MRTラッフルズ・プレイス駅B出口至近
- ◆ オフィスタワー入口はChulia Street側
(UOBプラザ前)です
- ◆ お越しの際はIDカード (EP等) を
ご持参ください



ワン・ラッフルズ・プレイス



海外生活をサポートする総合医療センター
ジャパングリーンクリニック

ジャパングリーンメディカルグループ: シンガポール・ロンドン・上海・岡山

2017
DEC

月報

CONTENTS

<特集>

- シンガポール在住日本人勤務者のストレス調査 p02
JEAP PEACEMIND INC.
黒田 隆太
- 日本人医師が見たシンガポールの医療とこの先の展望 p07
HEALTHWAY JAPANESE MEDICAL CENTRE
佐藤 健一
- ICTが導く教育革命 p15
SURALA NET CO.,LTD.
湯野川 孝彦
- グローバル内部監査に長けた人的資本の必要性 - 国際統合報告フレームワークと海外子会社不正の観点から p20
K K CHUA & CO
山林 貴裕

<業界プラス1 金融・保険>

- 国際財務報告基準 (IFRS) とシンガポール・日本に及ぼす影響 p24
TOMA CONSULTANTS GROUP CO.,LTD
神谷 隆行

<事務局便り>

- 2016年寄付先団体・奨学生紹介 p31
- 10月～11月 JCCIイベント写真 p38
- 第29回会員懇親ゴルフ大会 (2017年) p40
- 日本シンガポール協会便り p41
- 議事録 p42
- 事務局便り p44
- 編集後記 p46

月報題字：麗扇会 青木 麗峰
表紙写真：森山 正明 EISHINKAN SINGAPORE PTE LTD
写真タイトル：オーチャード クリスマスライトアップ

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY, SINGAPORE
10 Shenton Way # 12-04/05 MAS Building Singapore 079117
Tel: 6221-0541 Fax: 6225-6197 Website: <http://www.jcci.org.sg>

シンガポール在住日本人勤務者の ストレス調査

JEAP PEACEMIND INC.
EAP Consultant
黒田 隆太



1. はじめにーシンガポールの日本人勤務者： 駐在員と現地採用者の存在

シンガポールは、東南アジアのハブ、ASEANの拠点、世界の金融中心として地位を確立し、著しい経済成長を遂げています。外務省の統計によると、2016年のシンガポールに拠点を置く日系企業数は1,141社で、5年で約51%の飛躍的な増加が見られます。そして、在留邦人数も37,504人と、5年で約36%の増加が見られます。そのうち約8割は、勤務を目的とした滞在ですが、その多くが、海外派遣勤務者「駐在員」として、現地日系企業を牽引する主な担い手となっています。駐在員のメンタルヘルスについては、赴任前、赴任中の状況について様々な調査がなされてきました。たとえば、一般財団法人海外邦人医療基金は、シンガポールを含む東南アジア3カ国の駐在員を対象に、2011年度に精神健康調査を実施しています。この調査から、駐在員の精神健康度とストレス要因が示されました。精神健康度については、メンタルヘルスの不調群と良好群との間で統計学的に有意差が示され、地域特異的な生活、ストレス要因を知ることは、彼らのメンタルヘルス対策として有益であるとされました。

今日では、シンガポール在住日本人勤務者を構成する者として、自己の意志で渡航し、現地の企業と直接雇用契約のもと就労する「現地採用者」の存在が注目されています。現地採用者数を明らかにした統計はありませんが、海外に進出する日系企業の約36%が、1人以上の現地採用者を配置しているとの調査報告があります。シンガポールに進出する日系

企業数の増加、企業と現地採用求職者を仲介する人材派遣会社の存在に鑑みると、今後も現地採用者の増加が予想されます。現地採用者増加の背景には、企業にとっては、グローバル化に伴う人的資源管理の変化、コスト削減、ビジネストレンドの変化が、求職者側にとっては、日本の社会構造とニーズの変化が要因として挙げられます。このように、シンガポールでの日本人の働き方が変化していますが、現地採用者のメンタルヘルスについては、実態報告にとどまり、統計的な調査研究は散見する限りです。

こうした背景から、シンガポール在住日本人勤務者の「駐在員」と「現地採用者」といった雇用形態の違い、ストレスの緩衝材とされる後述のソーシャル・サポートとソーシャル・スキルに着目し、彼らのストレス要因を明らかにすること、そして、ストレス要因とソーシャル・サポート、ソーシャル・スキル、精神健康度の関連性を検討すること目的として、「シンガポール在住日本人勤務者のストレス調査」を行いました。

調査は、駐在員、現地採用者を含むシンガポール在住日本人勤務者を対象に、2014年8月～10月に、質問紙と自由記述による第1回調査（232名）を実施し、シンガポール在住日本人勤務者向けのストレス測定尺度の開発と、日本語版GHQ精神健康調査票を用いた精神健康度の調査を行いました。また、2016年8月～11月に第2回調査として、シンガポール在住日本人勤務者ストレス測定尺度、および2015年より法制化されたストレスチェックで使用されている職業性ストレス簡易調査票のソーシャル・サポート尺度、日本語版GHQ精神健康調査票

等を用いたオンライン質問紙調査（136名）を実施しました。両調査では、のべ368名の方にご協力を頂きました。

2. ソーシャル・サポートとソーシャル・スキルとは

精神的健康とは、世界保健機関（WHO）により、「人生における普通のストレスに対処でき、生産的に、また、実り多く働くことができる状態」とされています。そして、これまで、ソーシャル・サポートとソーシャル・スキルが、ストレスの対処をする上で、緩衝効果をもたらすといった研究があります。

ソーシャル・サポートとは、「家族や友人、隣人、職場の上司や同僚など、ある個人を取り巻く様々な人々からの情緒的なサポートと道具的・情動的サポート」と定義されています。情緒的サポートとは、困難なことに、共感、同情、元気づけといった情緒面でのサポートのことです。道具的・情動的サポートは、問題解決に必要な物理的手段やアドバイス、情報を提供するサポートのことを意味します。そして、先行研究では、これらのソーシャル・サポートが十分に得られるときは、人はストレスによく対処でき、とりわけ異文化ストレスへの緩和効果があるとされています。

ソーシャル・スキルについては、「人間関係を構築、維持することを適切、かつ効果的に行うための人付き合いの技術」と定義され、そして、「自己統制」「表現力」「読解力」といったコミュニケーション・スキル、「自己主張」「他者受容」「関係調整」といった対人スキルに分類されています。また、ソーシャル・スキルは、ソーシャル・サポートを確立するためにも有効な手段とされています。

3. シンガポール在住日本人勤務者のストレスに関するこれまでの研究

ストレスに関する多くの研究の中、ある研究家は、「ストレスは人生のスパイスである」と述べ、適度なストレスは必要なものとしています。この適度なストレスは「オプティマル・ストレス（最適なストレス）」と呼ばれ、心身共に、バランスの良い

状態を意味します。一方で、過度なストレスは、心身面で生体反応をもたらします。

シンガポール在住日本人勤務者のストレス要因については、先述の駐在員を対象に行われた精神健康調査の結果、「人間関係」「文化生活習慣」「言葉のコミュニケーション」等が示されています。

「人間関係」については、日常生活では、現地社会、現地邦人社会という2種類の異文化に出会います。職場では、本社の期待を背負いながら、日本の本社との関係、現地従業員との関係調整が求められ、いわば「サンドイッチ症候群」と称される状態で、適応は複雑なものになりがちです。

「文化生活習慣」については、言語、生活習慣、気候・環境、風土、民族、歴史性などに由来した「カルチャー・ショック」「海外不適應」「文化摩擦」といった異文化ストレスについての指摘がなされています。シンガポールの気候・環境面については、四季のない常夏気候であることや、室内の強冷房による外気との寒暖差から、冷房病や自律神経の不調を引き起こしやすいといわれています。また、「物価上昇感が幸福度にマイナスの影響する」という研究結果があることから、シンガポールにおける近年の急激な物価上昇が、ストレス要因になり得ることが考えられます。

「言葉のコミュニケーション」が、シンガポールの駐在員が最もストレスと感ずることとされています。言語に関しては、シンガポールの地域特異性として、「シングリッシュ」の存在があります。シングリッシュとは、シンガポールの独特な英語を意味する合成語で、標準英語とはかなり異なるという研究報告があります。また、駐在員の約半数強は「シングリッシュが聞きとれずイライラした」という調査報告もあります。

以上の報告等に加え、勤務状態をストレス要因として挙げる調査報告もあります。そこでは、30～40歳代の8割強は、週労働時間が60時間以上で、業務の繁忙、日本からの来客アattend等の理由から、残業・休日出勤も多いとしています。

さらに、駐在員のストレスによるうつや不眠、飲酒やメタボ問題といったメンタルヘルス問題に警笛を鳴らす報告もあり、ストレスの存在は、看過でき

ないものとなっています。

一方、現地採用者のメンタルヘルスについては、統計的に明らかになっていませんが、実態報告によると、自己の意志による渡航、就労といった自由度の高さというメリットの反面、駐在員との待遇の差、その格差から生じる職場の人間関係、医療や健康面、福利厚生面での不十分な支援と不安、不安定な滞在条件、高い物価や家賃、シェアルームといった厳しい住宅事情がストレス要因として挙げられており、駐在員とは異なるストレスを経験していると推察されます。

4. 調査の結果

a. シンガポール在住日本人勤務者のストレス要因

【方法】本調査から得た「シンガポールの日常生活、仕事面においてストレスとを感じる自由記述」をもとに分類し、分析を行いました。

【結果】「現地の言語、人間関係、気候、衛生といった生活環境」「現地のマナーとサービス」「現地人の仕事に対する態度、自分を優先すること、時間感覚、言葉遣いといった現地の文化と習慣」「食材、外食費、住宅費といった物価が高いこと」「住宅契約、他人との同居や隣人の騒音といった住空間と滞在ビザといった滞在条件」「人手不足や多忙といった仕事に関すること(現地の勤務環境)」がシンガポール在住日本人勤務者のストレス要因として抽出されました。

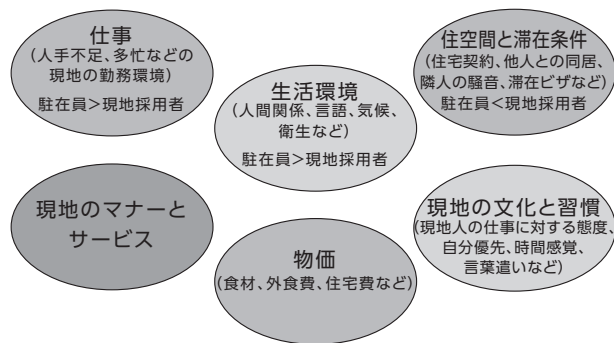
b. ストレス要因と採用形態

【方法】ストレス得点を、駐在員や現地採用者といった雇用形態の違いで検討しました。

【結果】駐在員や現地採用者の各両群の総合点には有意な差は示されませんでした。しかし、「現地の言語、人間関係、気候、衛生といった生活環境」と「人手不足や多忙といった仕事に関すること(現地の勤務環境)」については、駐在員の得点が現地採用者に比して有意に高いことが示されました。一方、「住宅契約、他人との同居や隣人の騒音といった住空間とビザといった滞在条件」に関しては、現地採用者が駐在員に比して得点が有意に高いことが示されま

した。このように、ストレス要因が雇用形態で異なることがわかりました。

日本人勤務者のストレス要因



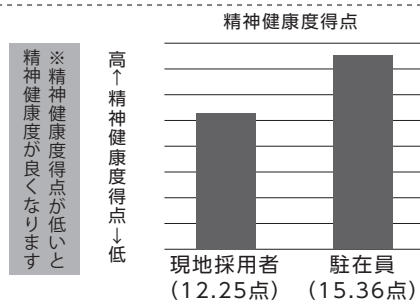
▶ 出典:筆者作成

c. 精神健康度と採用形態

【方法】精神健康度得点を、駐在員や現地採用者といった雇用形態の違いで検討しました。

【結果】現地採用者は、駐在員に比べて精神健康度が良いことが示されました(なお、以下の図表等にも示されますが、精神健康度得点は、これが低いほど、精神健康度が良いと評価されます)。

日本人勤務者の精神健康度



精神健康度得点: 駐在員>現地採用者
現地採用者は駐在員に比べて精神健康度が良い

▶ 出典:筆者作成

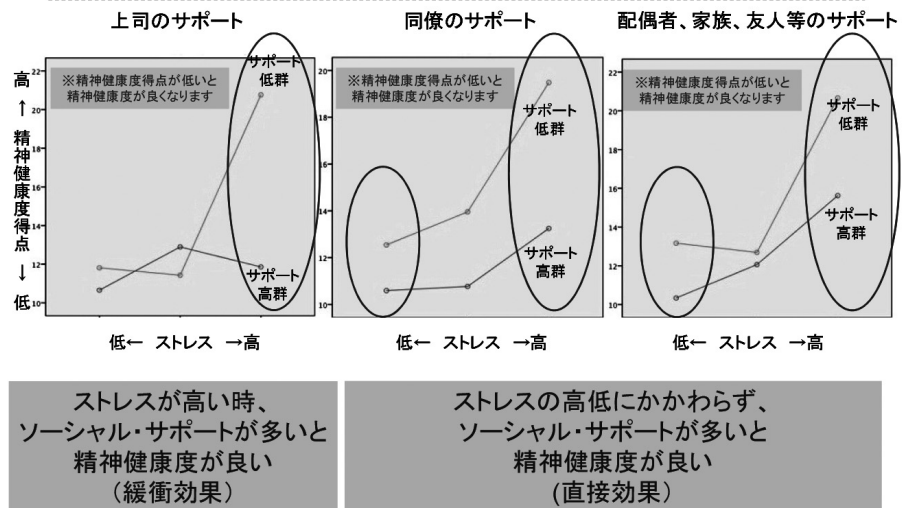
d. ストレス、ソーシャル・サポートと精神健康度

【方法】ソーシャル・サポートのリソースを、「上司」「同僚」「配偶者、家族、友人等」の各群とし、さらに、各群のサポート量を「高低」2群に、ストレス得点を「高中低」3群に分類し、精神健康度との関連を分析しました。

【結果】「上司」のソーシャル・サポートは、シンガポールの日本人勤務者のストレスが高い時、精神健

康度に影響する緩衝効果（ストレスが高い時、ソーシャル・サポートが多いと精神健康度がよい）が示されました。「同僚」、「配偶者、家族、友人等」のソーシャル・サポートは、シンガポールの日本人勤務者のストレス高低にかかわらず、精神健康度に影響する直接効果（ストレスの高低にかかわらず、ソーシャル・サポートが多いと精神健康度が良い）が示されました。なお、雇用形態による有意差は示されませんでした。

ストレス、ソーシャル・サポートと精神健康度



▶ 出典：筆者作成

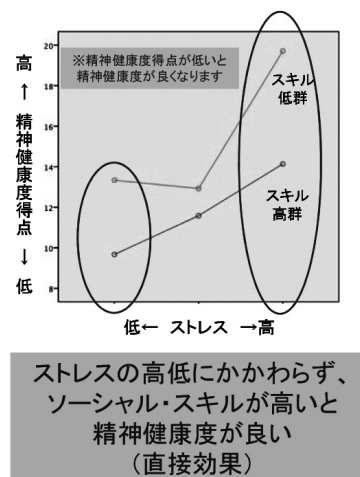
e. ストレス要因と

ソーシャル・スキル

【方法】 ソーシャル・スキルを「高低」2群に、ストレス得点を「高中低」3群に分類して、精神健康度との関連を分析しました。

【結果】 ソーシャル・スキルは、シンガポールの日本人勤務者のストレスの高低にかかわらず、精神健康度に影響する直接効果（ストレスの高低にかかわらず、ソーシャル・スキルが高いと精神健康度が良い）が示されました。なお、雇用形態による有意差は示されませんでした。

ストレス、ソーシャル・スキルと精神健康度



▶ 出典：筆者作成

f. ソーシャル・サポートと

ソーシャル・スキル

【方法】 ソーシャル・サポートとソーシャル・スキルの相関性を分析しました。

【結果】 ソーシャル・サポートとソーシャル・スキルに有意な相関性が示されました。

5. 日本人勤務者の精神健康度の向上ために

本調査の結果、精神健康度については、現地採用

者は駐在員に比べて有意に良い結果となりました。また、シンガポール在住日本人勤務者の「現地の言語、人間関係、気候、衛生といった生活環境」「現地のマナーとサービス」「現地人の仕事に対する態度、自分を優先すること、時間間隔、言葉遣いといった現地の文化と習慣」「住宅契約、他人との同居や隣人の騒音といった住空間と滞在ビザといった滞在条件」「食材、外食費、住宅費といった物価が高いこと」「人手不足や多忙といった仕事に関すること（現地の勤務環境）」といったストレス要因が明らかとなりましたが、一部、雇用形態によって有意

差が示されました。

駐在員は、異文化ストレスや現地の勤務環境が、現地採用者に比べてストレスとなり得ることが示されました。一方、現地採用者については、住空間と滞在条件が駐在員に比べてストレスとなり得ることが示されました。

ストレスへの対処として、駐在員にとっては、異文化ストレスや現地の勤務環境に対する配慮、現地採用者にとっては、良い住空間を得る工夫や安定した滞在条件の確保がなされるための配慮が、それぞれ必要であり、そのため、ストレスとなり得る環境を振り返り、心の不調、体の不調といったストレスのサインに気づけるようになることが、精神健康度の維持、向上の出発点であると考えます。しかしながら、心の不調は自身で気づきにくいことから、体の不調の際に、受診が可能な現地の心療内科や臨床心理士が常駐する日系医療機関を、不測の事態への備えとして現地の救急体制を把握し、また医療アシスタンス会社や海外旅行保険のアシスタンスサポートといった、専門的かつ情動的サポート資源を事前に把握しておくことは、現地の生活に対する不安を低減し、いざという時の問題解決の一助となるでしょう。

そして、駐在員、現地採用者のいずれに関しても、同僚、家族や友人といったソーシャル・サポートを確立し、更に職場においては、上司による情動的、道具的・情動的サポートといった部下へのケアがストレス対処の緩和に有効でしょう。

しかしながら、ソーシャル・サポートは、諸刃の剣でもあり、相互サポートを理想とした人間関係が、逆にストレス要因にもなり得ます。それゆえに、駐在員、現地採用者が有するソーシャル・スキルに期待し、適度で間合いのある相互援助のネットワーク構築が必要であると考えます。

ソーシャル・スキルに関しては、ストレスの高低にかかわらず、ストレスを緩衝する直接的効果が示されました。駐在員にとっては、約半数が、赴任前の英語研修、異文化適応訓練、異文化コミュニケーションといった事前研修制度がなく赴任している調査結果があることから、赴任前の研修制度の強化が、ソーシャル・スキルの改善や向上の一策になる

と考えます。現地採用者は、精神健康度が駐在員よりも精神健康度が良いことを勘案すると、全体的なソーシャル・スキルの高さが窺えます。

最後に、近年、従業員支援プログラム（EAP）が注目されています。EAPでは、企業、従業員向けに様々なプログラムが準備されています。企業向けには、海外赴任前の異文化適応訓練等の研修といったソーシャル・スキルの改善や向上を目的とした施策、事業所における勤務環境の改善施策があります。そして、従業員向けには、メンタルヘルス相談があります。専門家との相談を介して、心の不調の早期発見をはじめ、ストレスへの気づきを促すこと、対処法を身につけることで「レジリエンス（精神的回復力、ストレス耐性）」が高まるといった効果が期待できます。EAPの活用は、ストレスに起因する心の不調への支援と共に、個々のソーシャル・スキルの向上による、充実したソーシャル・サポートの構築にも繋がり、ひいては、精神健康度や生活の質（QOL）の維持、向上への有効な支援施策と考えます。

※本調査および研究は、早稲田大学人間科学学術院、野村忍教授の指導のもと、早稲田大学「人を対象とする研究に関する倫理委員会」の承認を得て実施致しました。

執筆者氏名

黒田 隆太（くろだ りゅうた）

経歴

東京生まれ。早稲田大学卒業。中国北京大学、米国アリゾナ大学留学を経て、早稲田大学大学院アジア太平洋研究科国際関係学専攻・人間科学研究科臨床心理学専攻各修了。2001年～International SOS Singapore、2005年～International SOS China, Operations Specialist, Supervisor、2009年～International SOS Japan、2012年～International SOS Singapore, Global Shared Services 勤務後、航空会社、東京海上International Assistance社を経て、現在、ピースマインド・イーブ株式会社にてEAPコンサルタント担当。

日本人医師が見た シンガポールの医療とこの先の展望

HEALTHWAY JAPANESE MEDICAL CENTRE
佐藤 健一



初めに

皆さんの多くは日本人医師のいる日系医療機関を受診されることが大部分だと思いますので、シンガポール国民が普段受けている医療について知る機会がほとんどないのではないのでしょうか。実は日本人医師も状況は同じです。なぜなら日本人医師が勤務している環境はPrivate Healthcareに分類され、シンガポール国民が普段利用することの多いPublic Healthcareとは別だからです。また、登録されている日本人医師は原則として日本人患者の診療を登録された医療機関で行うことが許可された条件付きの医師免許のため、訪問診療を行ったり日本人以外を診療することは違反となります。また、その登録もGP (General Practitioner) としての登録であり、日本の専門医資格はSMC (Singapore Medical Council) でSpecialistの資格として認められていないことから〇〇科の専門医と名乗ることは本来は出来ません。

この先、高齢化を迎えるにあたってMOH (Ministry Of Health) は多くの医療・介護を担う人材が不足すると予測しています。しかし、必要とされるのはシンガポール国民の高齢者のケアに関わる医療関係者であることから、医療者としての資格が正式に認められていない日本人医療関係者に門戸が開くことはないと思われます。

さて、筆者自身は日本で家庭医の資格を取り、2007年に国際学会参加で初めて来たシンガポールで人種の多様性に衝撃を受けて日本の医療を世界から見たいと思い、2011年よりシンガポールで勤務

を始めました。しかし、来星後すぐにこの国がこの先迎えるであろう高齢化についてすでに危機感を持っている一方で、街中の整備状況を見ていく中で、日本の医療・介護の知識や技術が役に立つのではという思いを持ちました。同時にシンガポール人医師の中にも日本の高齢化対策に関心を持っている者が多いことにも気づき、2013年よりJSIP (Japan Singapore Inter-Professional Collaboration) という、両国の医療関係者が医療・介護についてお互いに勉強できるシンポジウムを定期的に開催しています。そのような経緯もあり、Public、Privateを問わず多くのシンガポール人医療関係者と交流の機会があり、急性期から慢性期まで様々な医療機関の見学も行える状況なので、実際の現場の様子を肌で感じていきます。その経験をもとにシンガポールの医療を分析していきます。

シンガポールの医療システム

前述のようにシンガポールの医療はPublicとPrivateに大きく分けられます。Publicには現在6つの医療グループがありますが、2018年にはSingapore Health Services (SingHealth)、National University Health System (NUHS)、National Healthcare Group (NHG)の3つに統合され、それぞれにSingapore General Hospital (SGH)、National University Hospital (NUH)、Tang Tock Seng Hospital (TTSH)といった中核となる急性期病院、高齢者が自宅に戻るためのリハビリテーションや環境調整を行うCommunity hospital、外来診療を行

SINGAPORE'S HEALTHCARE CLUSTERS

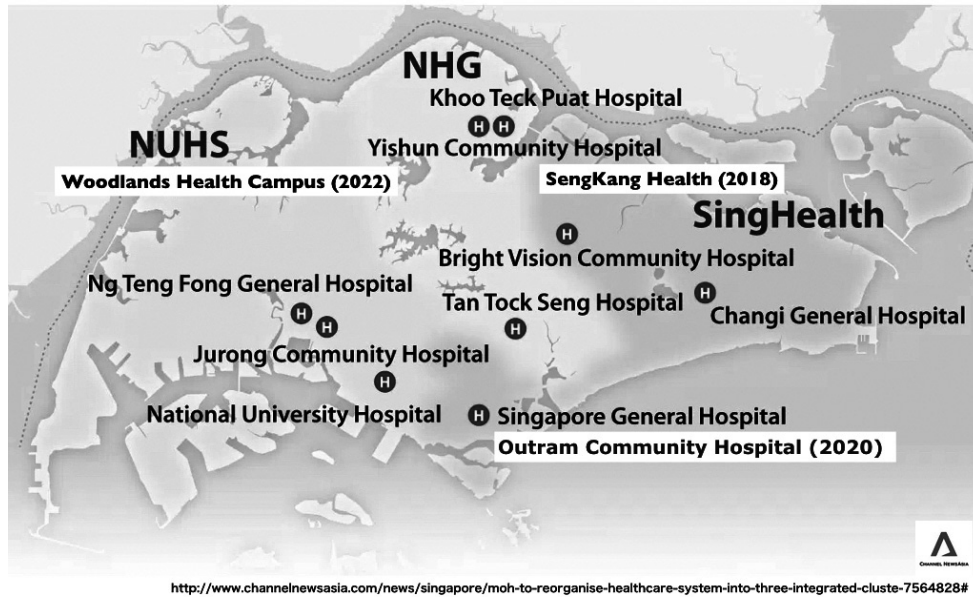


図1

う Polyclinic が含まれます (図1)。Private には Raffles Medical Group, Parkway Group, Healthway Medical Group などの他、大部分の GP や Specialist のクリニックが含まれます。また、Private クリニックは街中で開業している方や、Private Hospital の建物の一室を借りる方もいます。この形式は日本ではなかなか見かけないので最初は戸惑うかもしれません。Public, Private ともに日本の診療報酬制度のような均一の医療費体系はなく、全ての医療機関が独自に決定しています。総じて Private のほうが医療費が高額になることと、設備が豪華であること (一番高価な病院では入院時の病室代だけで1泊 SGD14000 程度します)、診療は基本的に予約制となっており、待ち時間がなく診療を受けられます。一方、Public はもともと医療費が安く設定されていることに加えて Medisave や Medishield、Medi fund など政府からの補助もあり、最低限必要な医療を安価に受けることができます。基本的に Medisave を使用しますが、これには使用できる疾患や限度額などが決められているため、任意で加入する Medishield を利用している方も多くいます。

Public の医療が安価に受けられるからといって設備が古いという訳でもありません。必要に応じて最新の医療機器を導入したり、IT 機器を駆使して待

ち時間を極力減らせるように取り組んでいたり、複数科の受診があっても1回の受診登録で全て済ませることができ支払いも一括で行えるようにアプリを開発するなど、各医療グループが個々に工夫を凝らして cost effective に医療を提供できるように努力しています。しかし、Public であってもより良い医療を受けたいと医師を指名したり、個室を希望された時は政府からの補助は使えず、private の扱いになって全額を自分で支払うこととなります。

更に、「One Patient, One Health Record」のビジョンのもとに National Electronic Health Record (NEHR) が構築され、どこの Public 医療機関に受診しても採血結果や投薬など診療で行った医療の内容を1箇所を集め、お互いに共有することで医療の無駄を減らす取り組みも行っています。最近では MOH はシンガポールの医療も国民皆保険と言っています。その実情は CPF (Central Provident Fund) の制度によって全シンガポール国民が持っている自分の口座の積み立ての中から、医療費を Medisave という形で使用し、全体としてみると一部の医療費を政府が負担していると状態を持って皆保険と言っており、日本のそれとは異なります。

ですので、症状がそれほど重くなく、自分の貯蓄を減らしたくない場合は極力医療機関を受診せず、

街中の薬局で買える薬剤で済ませるなどの対策を取ることになります。受診が必要な時も、風邪や腹痛など急性疾患の時は80%がPrivateの医療機関を利用するものの、高血圧・高脂血症・糖尿病など慢性疾患の時は80%がPublicの医療機関を利用しています。これは慢性疾患だと通院が長期化し医薬品も長期間の服用となるので、全体として少しでも安いところを求めて受診するからです。

その結果としてシンガポールの医療費がGDPに占める割合が2014年時点で4.9%と、日本の10.2%に比べ非常に低い水準に抑えられています。さらにこれだけ医療費の占める割合が低いにもかかわらず、平均寿命は男女平均が83.1歳と、日本の83.7歳に迫るレベルにあることは驚きに値するでしょう。これでもし日本の皆保険制度が崩壊すると、日本の平均寿命がどうなるかは想像に難くありません。

医療に関する他の特徴として、Mean testというものがあります。これは急性期病院であれば本人の、慢性期病院であれば家族の収入を合計し、その金額によってどの程度本人や家族がどの程度医療費を負担するかを決めるというものです。収入が少ない方は最大80%程度まで政府からの補助がありますが、ある程度の収入があるとあまり補助は期待できません。

このようにシンガポールの医療は自助（自分で賄う）>共助（家族や周りが支援する）>公助（国が支援する）の順となっています。良し悪しもあるかと思いますが、日本のように国民から集めた保険料を一つの場所に集め、医療が必要になった方に最高の医療を提供するという国民皆保険制度とは制度設計が異なります。

日本の医療制度のように全てがカバーされるわけではないことから、国民の中には不満を持つ方もおられるようですが、湯水のように医療資源を使用し破綻の危機に陥らないようによく考えられていると感じています。

医療のIT化、AI化の可能性

シンガポールに限らず、各国の医療が進もうとしている将来は明確で、医療の中にIT（Information

Technology）を組み入れて医療の質と効率の向上を図ること、医療情報を一元化して得られるビッグデータを活用すること、AI（Artificial Interigence）の技術を医療の中で活用していくこと、になるでしょう。

シンガポール政府もSmart Nationを目指して当然同様のことに取り組んでいますが、その際は漫然とITを導入し、AIを活用していくというのではなく、明確な3つの目標、①量から価値への動き（quality to value）、②病院から地域への動き（hospital to community）、③医療から健康への動き（healthcare to health）、を設定しています。

つまり、今までは大病院などで診断や治療を行っていた状況から、国民の健康状況を迅速に把握し、地域で病気になるように予防に取り組んでいく、という流れが加速することになると思われます。

その際、どのようにITやAIと医療が融合していくかがカギになると思われますが、医療現場では多くの医療行為が行われ、同時に様々な医療器具が使用されていることから様々な活用方法が考えられます。大まかに分けると、①病院・病棟などの運営、②検査や治療、③診療になるかと思います。

①「病院、病棟などの運営」

この点に関してはシンガポールに限らず全世界的に現時点で最もIT化が進んでいると思われます。前述のNEHRも患者情報を集積することで国全体の医療コストや疾患の流行状況などあらゆる情報を一元的に分析し、予防に向けてどのように取り組むと効率的かつAIを活用して検討することができるので、IT化における全ての基盤になると思われます。各医療グループの病院はすでにMedical Health Record Systemを独自に構築して、患者さんの医療情報を収集してより良い診療や入院管理を行えるよう取り組んでいます。そしてその情報の一部がNEHRシステムのほうに送られるように設計されています。と、言葉で書くのは簡単ですが、話を聞くとデータのやり取りの面で実際の運用は大変のことでした。また、ベッドサイドでの看護業務（血圧や体温などの計測）などにもこのIT化の恩恵がみられるようになっており、現在ではリストバンド

型のデバイスを装着することで自動的に体温や呼吸数などを測定してその情報を送信するものやマットレスの下に敷くことで呼吸数・心拍数の自動計測を行い、同時にベッドから急に動いていないかを検出できる装置も実用化されています。

② 「検査や治療」

これについては様々な段階があります。採血や超音波検査などの実施については検査技師等によって実施してもらう必要があるでしょう。最近では採血を自動でするロボットも開発されていますが、どの程度の実用性があるか現時点では判断しにくいレベルです。

しかし、検査結果の分析にAIを用いることは実用化を目指して多くの企業が取り組んでいます。特に進んでいるのはレントゲンなどの画像検査の分野です。日本はCTやMRIの普及台数が多い一方でその画像を読影する医師の数が少ないのが現状です。そのため、画像診断を依頼した医師が読影していることもあるのですが、それで病気が見逃される可能性が否定できません。もちろんAIによる読影と合わせて医師の目による確認（ダブルチェック）は必要ですが、医師の負担はかなり軽減され、病気が見逃される可能性は減るのではないかと思います。かといってすべてをAIの判断に任せていいのか、見逃しが起きて訴訟となった時に誰がその責任を負うかなど法的な面での整備がまだ不十分でもあります。

また、最近では手術にVR（仮想現実）とAR（拡張現実）を組み合わせたMR（Mixed Reality：複合現実）を取り入れている日本人医師もいます。事前に撮影したCTやMRIの画像から患者さんの病変部周囲の3Dモデルを構築し、それを仮想空間上に投影させて手術の際のアプローチ方法を別の術者と情報共有したり、ロボットを用いた手術に併用することで患者さんの手術による侵襲を極力減らすように取り組まれています。また、他国の企業でも手術にAIを取り入れる研究を行っているところも出てきています。

③ 「診療」

この分野はこの先大きく変化しうるところなのですが、診療行為のIT化、AI化について語るには、まず普段の診療がどのように行われているかを理解する必要がありますのでその点から説明していきます。

医師による診療の実際

そもそも医師は病気の診断をどのようにしているでしょう。

当然ですが、患者さん自身に「病名が書かれたタグ」がついていて、それを特殊な装置で読み取っているわけではありません。もしそのような世界であればIT化が一気に進み、医者は不要となります。

実際には目の前にいる方の症状を、様々な病気の特徴と照らし合わせ、どれが一番当てはまるかを検討して診断をつけ、何からの治療的介入が必要かを判断しています。ですので、医療の中心は問診と身体診察となります。

問診では、現在の症状がいつからどのように始まったか、症状の変化はどうか、どのように日常生活に影響を及ぼしているか、などの話を聞いて、「自覚的所見」の情報を集めていきます。「自覚的所見」とは痛みやかゆみ、息切れ、倦怠感など、本人が訴える症状のうち客観的に判断できないもののことを言います。その中で筆者が重要視しているのはその方の主訴（一番気になる症状）です。本人の中ではこの主訴が一番気になっており、解決したいために受診されているからです。

そして、医師の頭の中では問診を進めながら様々な病気の可能性を考え、当てはまる症状がないか、逆に否定する情報がないかを集めるために質問内容を決めていきます。

一通り話を聞いたあとは身体診察に移ります。この身体診察は「他覚的所見」ともいわれ、視診（視覚による観察）、触診（体に触れることでの観察）、聴診（体から出る音の観察）、打診（音や振動の観察）が含まれます。血圧測定、熱の測定、聴診器による呼吸音・心音の確認、のどの観察、耳の観察など幅広い内容となります。問診で得た情報から考えうる病気を絞り、身体診察からさらにその可能性を

絞って最終的な診断にたどり着きます。

しかし、問診や身体診察にも限界があります。それを補うのが採血やCT、MRI、超音波検査といった画像診断になります。疑わしい病気の診断や、病気を否定するための採血を行っていきます。また画像診断の種類によって得意なこと、不得意なことがあるので、その特徴を見極めながら診断に活用していきます。

最終的にこれらの情報を集め、病気の診断をつけて、その病気を治すのに最適な治療方針を立てて治療を開始していくことになります。

医師の立場からすると受診された方を上記のように診察し、診断をつけて、治療を行ったのであれば十分な診療を行ったと考えるのですが、必ずしもそうでないことは皆さんはお気づきだと思います。

それは「患者と医師の知識と経験の差」ということだけではなく、医師が患者さんの「受診しようと思った理由」を理解し、その点を軽減する様な診療ができたかによります。誰も調子を崩して受診する際には何らかの不安を抱えています。その不安を解決することが診療の大きな目的でもあるのですが、医療関係者、特に医師は念頭に置くことを忘れ、診断をつけて治療を行うことを優先しがちなのです。

「疾患」と「病い」の違いを意識した診療

次は健康状態が悪化した時の医師の診療時の受け止め方についてです。日本ではまだ馴染みの浅い医療の分野として家庭医療学（Family Medicine）というものがあります。これは町の本屋さんなどで見かける「家庭の医学」とは全く異なり、簡単に言うと「あらゆる年代の方の健康問題に対して、包括的かつ継続的に診療を行っていく医療」となります。

実はイギリスやオーストラリアの影響を大きく受けているシンガポールの医療の中において、このFamily Medicineの考えは普通に受け入れられており、そのため、病気になった時にはまずGPもしくはFP（Family Physician）の診療を受けるという形になります。この家庭医療の診療において中心となる考え方に「患者中心の医療」というものがあり

ます（図2）。「患者中心」だからと言って「患者の言いなりになって何でもやる医療」というわけではありません。図内の要素を頭に描きながら、どのような医療を提供すると一番良い結果になるかを考えていくやり方です。診療の中で僕が頭に描くのは（1）の「健康、疾患、病いの経験を探る」です。

今までの医療はどちらかというと「疾患」を診るという関わり方です。つまり診察では、その方の病歴を確認し、身体診察を行い、検査を行うことで考えられる病気を見つけて治療していきます。

時にそのやり方は一方的であったり、患者は医師の言ったとおりに薬を飲んでいればいいという態度であったかかもしれません。患者さんの中にも「よくわからないから先生におまかせします」という方もおられます。確かにこのような関わり方で大丈夫なこともあります。

しかし、本来の患者さんの心の中は「病い」の状態にあります。つまり、「なんで自分がこのタイミングで調子が悪くなった（感情）、これはたまたま異常として出たに過ぎない（解釈）、テレビで自分と同じ症状の人ががんになったといっていたから心配（影響）、雑誌で読んだこの治療をやったら良くなるに違いない（期待）」などの気持ちを抱いて外来に受診されています。そしてその気持ちは常に一定ではなく、自分の症状の変化や周りからの言葉で常に揺れ動いていて、その不安を解消する何かを求めて診療を受けに来る方もいます。

そのような方に対して疾患面からの一方的な診察を行い、治療をしても、必ずしも満足してもらえないわけではありません。人それぞれ感じ方や考え方、不安に対しての対処などが異なり、一つとして同じということはないからです。

家庭医の外来診療では、本人の話す内容に加えて、話し方、声のトーン、表情、しぐさなど非言語的な面も判断に入れながら、本人の内面の感情の揺れも推測し、内に秘めていた不安が解消できているか、聞きそびれたことがないかなどを問いかけることで引き出すようにしていきます。無論、全ての方にこのような診療を行うわけではなく、必要とされる方がいれば対応できるように心のなかで常に準備しているというのが現実です。

患者中心の医療の方法 *Patient-centered clinical method (PCCM)*

(Stewart M, Brown JB, Weston WW, McWhinney IR, McWilliam CL, Freeman TR. 2003, rev. In 2014 から作成)

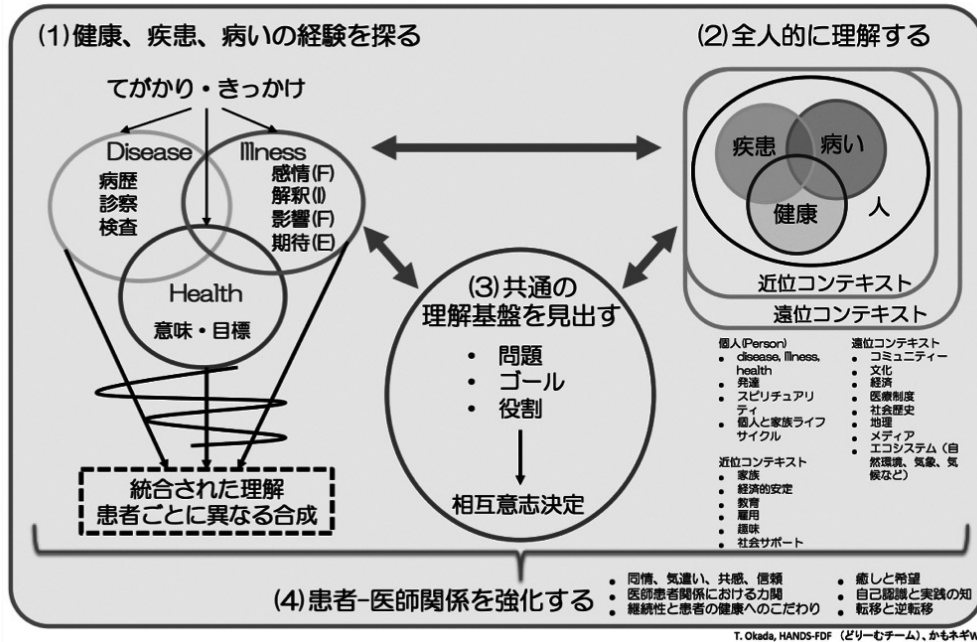


図2

診療におけるIT化とAIの関わり

診療の流れのうちIT化が進んでいるのは他覚的所見と自覚的所見の入力部分です。これらは Medical Health Record System を構築する際に一番検討され、同時に一番カギとなる項目ですが、入力項目が多くなると煩雑になり診療よりも入力に時間を要して、医師が入力しなくなります。しかし、項目が少ないと十分な情報が得られないという問題が生じます。入力項目の決定にAIが活用できると症状や所見からいくつかの疾患を推測し、それを絞り込むための質問項目を自動的に抽出するようになります。このように診療内容がIT化されAIが導入されると、様々なデータから診療内容を学習させるだけでなく、今まで発表された論文を分析してその症状と照らし合わせることで、その結果から正しい診断に素早くたどり着くことが可能となります。では、その状況がさらに進むとAIによって医師の役割はなくなっていくのでしょうか？医師の仕事が不要になるかについては、恐らく半分正解で、半分不正解であると思っています。

まず、AIは健康状態を「疾患」として捉え、入力された問診や診療内容、検査結果、画像所見などを蓄積したビッグデータと照らし合わせることで、現

在解明されている膨大な情報を分析すること、両者を組み合わせることで最も考えられる「病気」を診断すること、その診断結果からどのような治療方法が適切か、の科学的に的確な結果を素早く導き出すことは可能となるでしょう。

しかし、データが膨大になるにつれて解析の妨げになる偏ったデータも紛れ込んできますのでそれを取り除いた上で分析を行う必要があります。また、データから得られた複数の結果がお互いにどのように影響しているかの因果関係の分析や他の要素も考慮に入れた分析については非常に弱い点があります。

次に、健康状態を「病い」として見る能力はどうでしょうか？前述のように人は健康状態に問題があると様々な不安や悩み、期待、葛藤などが心のなかで浮かんで消え、消えては浮かんでいきます。その不安な気持ちを持って受診されされた方に「疾患」に対する診療で満足する方もいれば、不安が解消されないと不満を持つ方もいるかもしれません。また、投薬や検査を希望して受診してもAIによって診療のガイドラインに則っていないと拒否される診療と、その理由を現在の病気の流行状況や過去に診察した方々の経験を含めて相談しながら決めていく診療では満足度が全く異なります。これらの点を踏まえると、AIが進化することによって診療は2分

化されるのではないかと思います。

一つはAIによる診断支援を中心に用いる形で迅速に診断をつけて治療を行う群、もう一つはAIによる診療診断は参考にしつつ、対話の中で本人の不安な気持ちを理解し、お互いが納得できる点を探しながら治療を行っていく群です。

そのどちらが優れているわけでも、劣っているわけでもありません。

その時点で使えるものは積極的に使用し、目の前にいる患者さんにとって最良の医療を提供することが医療者の使命でもあるのです。

高齢化社会における日本の誤った幻想

世界に先駆けて65歳以上の高齢者が人口の25%を超え、超高齢社会へと突入しています。この状況が世界に広く知られていることから日本は高齢化先進国であると広く認識されています。しかし、重要なことは高齢化先進国であることは高齢化医療・介護先進国であるとは限らないということです。日本国内の状況だけを見て他国の現状を見ていないと、日本のものが全て優れていると思うかもしれませんが、日本で行われている医療・福祉については日本語での情報発信が大部分で、英語での情報を海外の方が入手することは非常に困難です。そのため、日本の現状が正しく伝わっているかは不明ですし、日本の医療関係者も世界と比較する機会が殆どないことより、医療・介護の世界においてもガラパゴス化が生じているのが実情です。

シンガポール国内の医療機関の設備を継続的に見学していると、日本に限らず様々な国の医療施設を見学し、その良い点を組み合わせて取り入れ、自分たち独自のものを構築していることがよくわかります。シンガポールで入手できるものであればそれを導入しますし、必要と判断したが輸入できない場合は似たようなものを業者に依頼して制作してもらい導入することもあります。

確かにシンガポール人医師と話をしている、「高齢化が進んでいる日本から沢山学びたい」と言われます。しかし、忘れてはいけないのは日本だけを見ているのではなく、世界各国を見ているという

点です。自分たちの医療グループの医療の質を改善していくために様々な国の医療施設を見学しています。日本への医療施設の見学をアレンジした際も、事前にどのような点を確認し質問するかなどを詳細なリストが送られてきて、見学の際も役割を分担して十分な情報を入手し分析をしているのが現実です。

このようにして十分な知識と経験を得た後は高齢化を迎える近隣諸国へそのノウハウを提供する側に回ることになるでしょう。

高齢化社会における日本の誤った幻想

JSIPなどの活動を通じて、医療介護用品を扱っている方にお会いする機会があります。その中でよく聞かれる言葉は「シンガポールはマーケットが小さいから...」という言葉です。ですが、そのように言っている会社はその小さいマーケットすら独占出来ていないという点を忘れてはいけません。

ASEANのマーケットをオセロの盤面に例えた場合、シンガポールのマーケットはマス一つ分かもしれません。しかし、大切なのはマスの大きさだけではなくマスの位置です。例えば、シンガポールは盤面の4角のどれかに当てはまるような位置になります。つまり、そこをおさえることで全体として自分の獲得するマスの数が大きく変動するような立場なのです。

日本での福祉機器の展示会をアテンドして感じるのには、確実に日本製品に対する関心は非常に高く信頼性の面でも評価はかなり高いということです。しかし、導入の決め手になるのはその必要性和価格とのバランスによってきます。

日本の医療・福祉製品の中には補助金などを用いて開発しているものがあったり、導入にあたって介護保険によるレンタルという便利な制度があるため、価格を下げる方への動きは少なく、一つの製品に多くの機能を盛り込み、価格は二の次となっているものが、多く見受けられます。

そのような製品をレンタル制度になじみの少ない海外で売ろうとしても、必要としない機能が余分についているうえに競合製品と比べて高価であれば、不利となるのも当然でしょう。中には「我が社の製

品は品質がよく、日本でも評判がいいから、そのまま持ってきても売れるはずだ」と考える方もいるかもしれませんが。しかし、所違えば考え方も制度も違います。その違いを理解して、どのような製品であれば受け入れられやすいかを分析しない限りはマス一つもおさえることは出来ないでしょう。

最後に

いかがだったでしょうか。筆者がシンガポールで働きながら、その国の医療システムを見て知るにつけ、閉じられた世界に置かれている日本の医療こそ自分たちが誇っている皆保険制度をこの先も継続していくため、提供する医療の質を向上させるため、もっと世界で行われている医療や医療システム、そしてそのIT化やAIの導入にどのように国全体が取り組んでいるかについて知るべきであると感じています。同時に世界には日本の医療や介護を支えている製品が活躍できる場がまだまだ残されています。そのような市場を開拓してくれる企業が増えることを期待しています。

執筆者氏名

佐藤 健一（さとう けんいち）

経歴

北海道生まれ。札幌医科大学医学部1997年卒業。日本プライマリ・ケア連合学会 認定家庭医療専門医、認定指導医。

日本にて家庭医としての診療を15年行い、2011年より現在の職場にて勤務。診療の傍ら、日本の高齢化医療・介護の知識が高齢化を迎えるシンガポールにも役に立つと実感し、2013年よりJSIPシンポジウムを主催。毎回400名程度の医療関係者が集まっている。

また、シンガポール人医療関係者との人脈を生かし、医療・介護関係の企業がASEAN展開するためのサポートも行っている。

ICTが導く教育革命

SURALA NET CO.,LTD.
Chief Executive Officer
湯野川 孝彦



アダプティブなICT教材で日本の教育が変わる

黒板の前で熱心に講義する先生を見つめる生徒達。ごく普通の学校の授業風景だが、未来の学校の授業風景はこれとは全く違うものになるかも知れない。今、アダプティブなICT教材が教育の世界を変えつつある。アダプティブな教材とは生徒に応じて柔軟に対応する教務システムのことである。

写真は「新島学園」。新島襄の教育理念を体現すべく設立された創設70周年となる群馬県の名門私立学校である。いま、歴史ある私立学校がアダプティブなICT教材を活用して革新的な「学び」に取り組んでいる。写真では、200名以上の生徒が同時に学んでいるが、これはいわゆる「一斉授業」ではない。生徒は「個別授業」に取り組んでいるのだ。eラーニングのアダプティブ機能により一問一問が、生徒個々の学力レベルに応じた問題に調整され出題される。さらには、自分の過去の「つまずき」までコンピューターが分析・予測し指摘して該当箇所の学び直しをリコmendしてくれる。

たとえば、現在学んでいるのが、中学範囲の「一次方程式」だったとする。生徒の誤答が続き、その原因が「約分・通分」にあった場合、コンピューターがその生徒のつまずきが小学生時代の「約分・通分」にあったことを自動的に突き止め、「約分・通分を学び直そうか？」とリコmendしてくれる。以前であれば、熟練した家庭教師が1対1の個別指導で行っていた対応をコンピューターが行えるようになってきているのだ。

一部の先進的な私立学校においては、既にこのよ



新島学園の授業風景

うな「個別の学び」がICTの力を借りて通常の授業として行われている。「個別授業」と言えば、学習塾を連想するが、アダプティブなICT教材の出現により学校教育にも「個別」の波が広がって来ている。

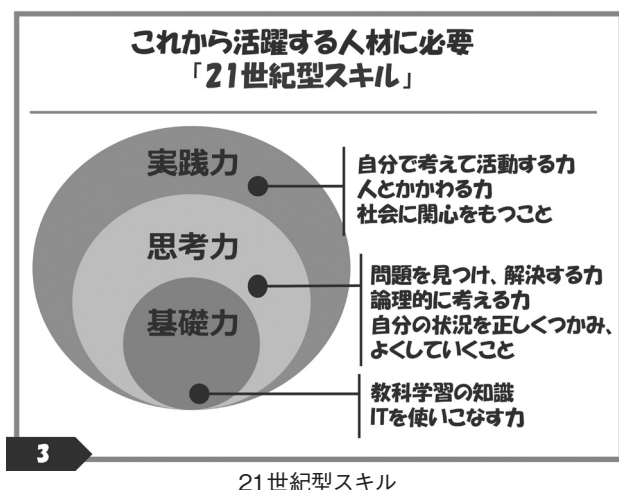
しかし、これまで、ICTを活用した教育の普及スピードは決して早いとは言えなかった。少なからずの教師や保護者が「勉強はやはり紙と鉛筆でやらないといけない」という思い込みを持っていたからだ。しかし、ここ数年、この流れも大きく変わりつつある。一つは、タブレットの普及によりデジタル教材の市場が一気に拡大したことが大きい。市場が拡大する中、大手企業が参入し、TVCMを大量に流すことで、デジタルの学びが当たり前になりつつある。もう一つは、国の教育行政方針が大きくデジタル化に舵を切ったことである。たとえば、2019年からPCで回答する高校の基礎学力テストが始まり、2020年からは小学校でプログラミング教育が必須となり、2024年からはセンター試験に変わる

大学入試はパソコンに変わるという方針が出ている。このような流れにより、デジタルでの学びの普及は今後ますます進んでいるものと思われる。

日本の未来を担う人材を育成するために！ 入試制度が変わる

このようにICT教材の普及と発達により学び方が変わってきているが、一方、学ぶ内容そのものも大きく変わろうとしている。これからの日本を担う人材は、暗記によるペーパーテストの点数が期待されるのではなく、自ら課題を探索し、正解のない中、多くの人たちとの協働の中でベストなソリューションを自ら考え、推進していく力が求められる。

そのための新しい学力観が「21世紀型学力（21世紀型スキル）」と言われているものである。



言語・数・情報スキルからなる「基礎力」を基に、論理的・批判的思考力や問題発見解決力、創造力、メタ認知といった能力を発揮して思考することを「思考力」としている。従来型の問題を解くために必要な思考力だけではなく、問題を解いた後に新たな疑問やアイデアを考える力や、問題の解き方を振り返って次の機会に生かす力も求められる。特に、知っていることを答えるだけではなく、他人と考えを合わせて編集し、新しく答えを創り出す力が今後重視されていくとされている。

また、「実践力」というのは、生きていく上で出会う様々な場面で、学習した知識や技能を活かして実社会で働かせるべき力であり、知・徳・体の三領域を総合することが求められる。

教育の2020年問題の根幹と言われている「高大接続システム改革」は、これらの学力観を踏まえた大学入試へと制度改革が行われる。それに伴い学校教育課程そのものも、「21世紀型スキル」がしっかりと習得できるように変えていくという方針が打ち出されている。つまり、学校で学ぶ内容が、ビジネスの世界で必要な能力を伸ばす方向にどんどん変わっているということである。

アクティブラーニングで21世紀型スキルを身につける

それでは、「21世紀型スキル」を身につけるためにはどうすべきか？従来の講義と暗記中心の授業では、生徒の主体性や実践力を養うことは難しい。そこで、今、教育現場で急速に進みつつあるのが、「アクティブラーニング」という学び方である。

アクティブラーニングとは、生徒がお互いに協力しながら学ぶ学習方法のことで、体験学習・問題解決学習・調査学習など主体的な討論やグループワークによって行う学習のことである。

ICT教材を活用して反転授業！トップ進学塾の大変革

西日本トップクラスの進学率と実績を誇る九州の進学塾「英進館」でも、教育改革を睨み大きく教務内容を変えている。2年前からアクティブラーニングを塾の授業に取り入れ、インプット重視から、自分で考えてアウトプットする21世紀型スキルを養う授業を取り入れている。

21世紀型スキルを身につける授業へのシフト、そのためにアクティブラーニングを導入という流れは多くの先進学校や学習塾が志向している。しかし、アクティブラーニングの前提としての基礎的な教科学習は相変わらず必要である。アクティブラーニングの授業は比較的時間がかかるので、結果として絶対的な授業時間不足が起こる。

そのために英進館は、ICT教材を使った「反転授業」を実施している。反転授業とは、基礎的な強化学習はICT教材を活用し家庭で予習学習し、校舎での授業では先進的なアクティブラーニング中心の授業を行なうスタイルの授業である。つまり家庭で

の時間を活用し基礎的な学びを済ませ、授業時間不足に対応するというやり方である。英進館では、昨年からの先進的な取り組みを行ない生徒の成績向上、退塾防止、評判形成などの面で手応えを得ているという。

シンガポールの子どもの学びも変わる

・シンガポール日本人学校中学部

シンガポール日本人学校中学部では、保護者の転勤やインターナショナルスクールからの編入で生徒の入れ替わりも多く、それぞれの学力や進度にはバラツキが生じがち。これらの課題に対応し学力を更に向上させるためには、一人ひとりの学力に応じた指導の高度化が重要という判断から、アダプティブ・ラーニング機能を備えるICT教材を授業や家庭学習の教材として導入するに至った。シンガポール日本人学校中学部では、今年度からラップトップのChromeBookを全生徒が所持している。毎朝、ICT教材の小テスト機能を実施し、生徒毎に異なるつまずきや進捗に対応できる運用がスタートしている。



シンガポール日本人学校における「すらら」学習風景

・GEMS インターナショナルスクール

「GEMS World Academy」は、世界13カ国250校以上の学校を運営する「GEMS Education」を母体とするインターナショナルスクールで、国際バカロレアを基調とする教育カリキュラムを提供しています。シンガポール校は、PreK（3歳）～Grade12（18歳）まで、全校生徒約700名を擁し、そのうち60名

程度が日本人である。

GEMS World Academy は母国語の教育を大切にしており、現在、昼休憩や放課後時間を活用し、日本の小学1年生～中学3年生に相当するGrade1（6歳）～Grade10（15歳）の日本人生徒に対して日本人教諭が日本語の教育を行う「Mother Tongue Programme」を実施している。「Mother Tongue Programme」は、漢字（漢字検定）やデジタル教科書を使用した読解の指導を実施していましたが、教員1名では幅広い学年の生徒に対し、それぞれに適切な教材を用意し、指導をすることは困難であり、さらに塾に通っている生徒もいるため、同じ学年であっても学力に幅があるという問題を抱えていた。

そこでICT教材を活用した学習を開始することで、教員の負荷を増やすことなく、生徒個々の学力に合わせたアダプティブな学習をさせることが可能となった。

・LECのジョホールバル校

シンガポール、マレーシアで展開する同地域最大級の日本人向け学習塾 Leading Education Centre（以下、LEC）のジョホールバル校でも今年からICT教材の活用が始まっている。ジョホールバル校は、日本人学校に通う生徒だけでなく、地元のインターナショナルスクールに通う生徒も多く、授業の進捗や学力などのばらつきが大きいという課題を抱えている。また、LECの中で最も規模が小さく、教師数も相対的に少ないことから、少数の教師で多様な生徒達に、より柔軟な対応をするためICT教材の採用に至った。将来的には、遠隔での活用も行うことで、ジョホールバル近郊で交通事情や治安面で通塾に困難を感じている保護者のニーズにも応えていきたいと考えているとのことである。

ICTの力で日本式の教育が世界に広まる

日本のICT教材の進化は、海外でも広がろうとしている。写真はスリランカのスラム地域に開校しているICT教材で学ぶ算数塾「Surala juku」である。

アジアの途上国全般に言えることであるが、算数・数学では小学校低学年でつまずく生徒が多く、



スリランカの Surara Juku

基礎計算力の低さがその後の学力に大きく影響している。これを解決するために、スリランカのマイクロファイナンス組織「女性銀行」と連携し、小学生に算数を学ばせている。

従来型の教育と大きく違う点は、教師に専門的な教務経験が不要なこと。写真の先生（ファシリテーター）は、教務経験のない地元の女性を4日間訓練し、育成している。2015年にJICAのプロジェクトとして最初の校舎が開校し、生徒達は飛躍的な学力の伸びを示している。

飛躍的な成果には、ICTの活用もあるが、それに加えて「日本式」の教え方が大きく影響している。ここでは、算数をこれまで学んだことのない子どもでもわかるように数の数え方から教えている。それも、ただ数えさせるだけでなく、「ナンバーセンス」の習得に注力している。たとえば、「2」を学ぶ時に、「果物が二つある」という基本概念、「2」という数字の形、スリランカのシンハラ語で「デカ」という音、これらが子どもの心の中でしっかり統合されることが必要なのだが、現地の授業ではなかなかこういう教え方はできていない。あるいは、「分解」という操作、これは例えば「5は、2と3、または1と4に分解できる」というものだが、これらが瞬時に頭の中でできることにより、後で「繰り上がり」の足し算をする時に指計算を使わず暗算で計算ができるようになる。これらは日本人にとっては当たり前のように思えるかもしれないが、世界的にはそうではない。「超スモールステップ」できめ細やかな日本の学びかたは世界でもユニークな特長を持って

いる。事実、世界的に有名な「公文式」や、文章題の解法に特長を持つ「サカモト式」などは海外で成長を続けている。これらの日本式ノウハウをICTの技術でクラウドサービスとして提供することで、競争力のある価格で高品質な教育サービスを広範囲に提供するという可能性が広がる。

もう一つの「日本式」の特長は「しつけ」や「礼儀作法」である。スリランカの Surara juku では、単に算数を学ばせるだけではなく、日本流の「手洗い」「挨拶」「後片付け」なども子ども達に徹底している。私の経験では、アジアの途上国では、一般的に大人が子どもを叱らない「甘やかし文化」が根付いていることが多く、教育現場でも子ども達が勝手に話したり歩いたりという風景を見ることが少ない。そこに日本のしつけを導入すると先生や保護者から非常に感謝される。



日本流のしつけ

スリランカでは、「日本式」「パソコンで学べる」「楽しく学べる」などの点が、現地の保護者の心を掴み現在17校に増えている。

これら大きな特長を持つ「日本式の学び」をICTの力で輸出するサービスは、新しい「クールジャパン」としてその可能性が注目されている。

国際協力・社会貢献としての価値

また、この活動は、国際協力という側面においても存在感を高めている。スリランカのマイクロファイナンス組織である女性銀行は、従来、地域の貧困層に向けて、ファイナンス面でのサービスを提供していたが、最先端のICT教材を活用し、Suralajukuの運営という形で教育サービスも提供することが可能となった。

この活動は、SDGs（※注）の目標である

- ① 貧困をなくそう
- ④ 質の高い教育をみんなに
- ⑤ ジェンダー平等を実現しよう

の3つの課題解決を、補助金や寄付に頼らず行い、拡大しているということで国際協力の分野で評価されており、現在はインドネシアやインドでも生徒が増えつつある。

このように、従来は専門教員の不在などの理由で、教育を提供したくてもできなかった組織が、ICT教材を活用しユーザーのニーズに応えるという現象が、国際協力や社会貢献の分野で広がっていくものと思われる。

日本においても、学童保育施設や発達障がい・学習障がい向けの「放課後等デイサービス」などでもICTを使った学習を導入している施設が増えてきている。これからの施設は、従来、保護者からの教科学習のニーズは強いものがあつたが、十分に答えられていなかった。生徒一人一人異なる教務課題に対応するには、個別指導が必要であり、そのための教員体制を整えるのは人件費的、体制的に容易ではなかったためである。これらの課題解決にもICT学習は貢献することができている。

進化したICT教育により、日本のそして世界の教育は大きく「個別化」機能を強化し、多様性をよりサポートできるものになって行きつつあるので

ある。

※注 SDGs

SDGsとは、2015年に国連総会で採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）」のことである。

世界が、より良き将来を実現するため、今後15年かけて極度の貧困、不平等・不正義をなくし、私たちの地球を守るための17の分野別の目標と、169項目のターゲット（達成基準）が盛り込まれている。



SDGs

執筆者氏名

湯野川 孝彦（ゆのかわ たかひこ）

経歴

大阪大学基礎工学部卒。上場企業に在職中、eラーニング「すらら」の事業を企業内起業。2010年に事業を買取りMBO。現在、「すらら」は国内の650の学習塾、120の学校、40,000のユーザーが利用中。「所得格差と教育機会格差の負のスパイラルを断ち切る」という理念を掲げ、近年はスリランカ、インドネシア、インドにも展開中。大企業、大学とも連携したオープンイノベーションで最先端の研究や新技術の活用などを行っている。2015年から2016年にかけて、政府の教育再生実行会議に有識者メンバーとして参画。

グローバル内部監査に長けた人的資本の必要性 —国際統合報告フレームワークと海外子会社不正の観点から

K K CHUA & CO
Senior Manager
山林 貴裕



1. はじめに

第二次安倍内閣の成立以降、日本政府は企業統治（コーポレートガバナンス）改革を進めている。投資家と資本市場との関係については、2014年2月27日に公表された「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～をはじめとして、2014年6月24日には「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－、2014年8月6日に「持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築」、2015年3月5日にコーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～、2015年4月23日に「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会」と、矢継ぎ早に方針が打ち出されており、長年にわたり低迷を続けている日本経済に対して成長戦略の一環としてガバナンス強化を企業に求める方針が明確となっている。しかしながら、ガバナンスの優等生とまで呼ばれた東芝において巨額の粉食決算が発覚するなど、日本企業においてはガバナンス強化の方針は必ずしも徹底されていない。事業活動がますます複雑化・国際化し、企業の理解のためには広範囲での知識や経験が必要になるなかで、情報技術を基盤とした企業による無形資産の増加や海外子会社での不正事例の増加を考慮すれば、ガバナンス強化のための内部監査を可能とする人員は不足していくことが予想される。

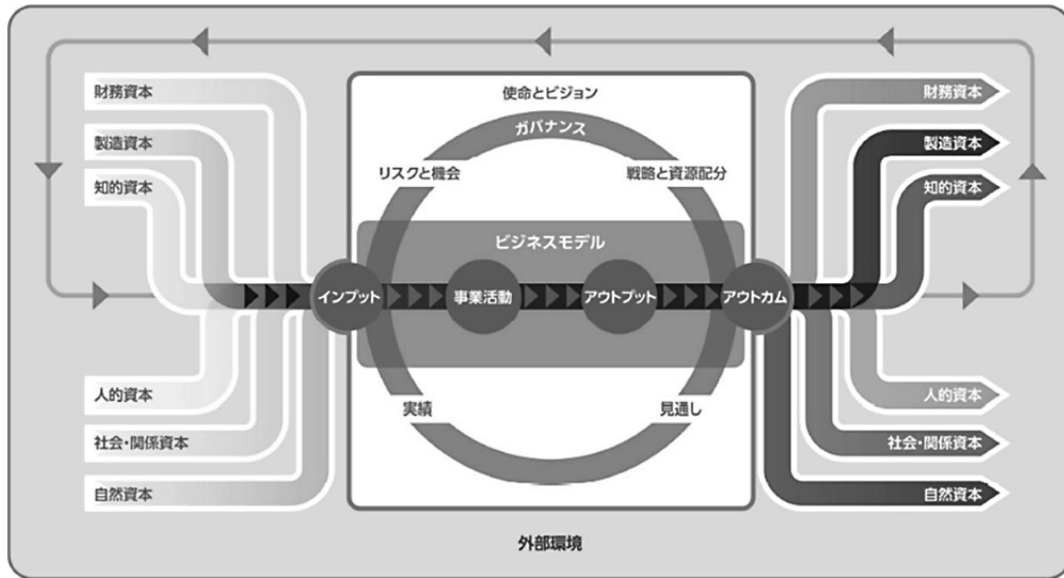
このような現状を踏まえて、グローバルに展開する日本企業において、ガバナンス強化のための内部

監査を担う人材の必要性について、国際統合報告フレームワークと海外子会社不正の観点から、本稿にて私見を展開する。

2. 国際統合報告フレームワーク

企業価値の源泉は機械装置等に代表される有形資産からソフトウェアに代表される無形資産などの非財務要因へと移っている。2016年12月末時点では、株式時価総額の世界ランキング上位10社には、Exxon Mobile、Berkshire Hathaway、General Electric、Johnson & Johnson、JPMorgan Chaseなど従来型の大企業も含まれているが、半数はAmazon.com、Alphabet、Apple、Facebook、MicrosoftといったIT・ソフトウェア産業となっている。従来型の大企業といっても、Berkshire HathawayとJP Morgan Chaseは金融業であり、他の業種とは異なる性質をもつものである。さらに、Johnson & Johnsonは製薬業で研究開発が重視される業界に属しており、General Electricに関しては単なる産業用機器の製造ではなく、現在ではエネルギー開発・ヘルスケア・キャピタルマネジメントなどあらゆる分野を手掛けるコングロマリットとなっている。このことは、企業価値創造の原動力が非財務要因の創出とそのガバナンスに移行していることを示唆している。非財務要因が企業価値に影響を与えるのであれば、投資家としては非財務要因に関する情報を企業が開示することを望むようになり、将来的な企業内容開示制度として、特定の法令に従うものではなく、それぞれの企業の実態に適した形式

図表 1 価値創造プロセスの全体像



出所：国際統合報告フレームワーク(2014)、p.15より引用

で過去情報に将来情報を加えた情報を、財務情報と非財務情報を組み合わせて多種多様な方法で開示することが望まれるようになる。しかしながら、企業が自由に開示するのみでは企業間比較ができず、投資判断に役立てられないため一定の基準が必要となり、企業としても、CSRや環境報告など現状の有価証券報告書以外に複数の報告を要求されれば、業務が重複し過度のコスト負担となってしまう恐れが生じる。結果的に、投資家及び経営者はともに新たな企業内容開示に向けた制度的枠組み変更を求めようになり、財務・非財務を統合した情報開示に関する新たな枠組みを欲するようになる。

こうした実務を後追いするように生まれたのが、2013年にIIRCが公表した「*The International <IR> framework*」(国際統合報告フレームワーク)である。国際統合報告フレームワークは、組織内外の事象について能動的に考えるという統合思考(Integrate Thinking)を基礎としている。統合思考とは、個別企業やその企業が属する業界独自のプロセスがあるなかで、そのような独自プロセスが適切な内容要素と資本の組み合わせを実現し、企業にとって競争力の源泉となる無形資産を生み出すものという考え方である。国際統合報告フレームワークでは、企業価値が向上すれば様々な資本が増強され、そしてそれらの資本がさらなる企業価値の向上を可

能にするという循環型の価値創造プロセスを提示している。内容要素と資本の組み合わせによってアウトカムが創出され、当該アウトカムが企業価値を向上させることで資本が向上し、さらに企業価値を向上させていくというプロセスにおいて、価値創造プロセスをいかに循環させていくかが、近年の企業にとって重要な課題となっていることを示している。

このように、企業の独自プロセスから創出された無形資産が企業にとっての競争力の源泉となる状況は、企業の独自プロセスに精通した人物でなければ効果的なガバナンスを実施できないことを示唆している。それゆえ企業内部の人員としての内部監査がガバナンスに貢献することによって企業価値向上に果たす役割は大きくなり、その必要性は増加するものと考えられる。

3. 海外子会社不正

従来、海外子会社においては地域や倫理観・文化や習慣の違いもあるが、不正は少額であり表面化されないこともあった。しかしながら、最近の海外子会社不正事例においては、金額的にも重要である場合が多くなってきている。また、コンプライアンスの水準が相対的に低い地域への進出が活発になるにつれ、海外子会社不正が外部に開示又は報道されるこ

とも増えてきている。

LIXIL（中国で衛生陶器を展開している子会社で、創業者の中国人による不正会計が発覚し、660億円の損失を計上）、KDDI（連結子会社でシンガポール証券取引所に上場しているDMXテクノロジー・グループによる不適切な会計処理が原因で、337億円の損失を計上）、KDDI（香港の子会社の会計不正が明るみになりCEOが逮捕される）、江守グループホールディングス（中国子会社の銀行取引の保証債務などで企業再生に追い込まれる）などの事例は記憶に新しい。また、直近では、富士フィルムホールディングス（シンガポールにあるアジア・オセアニア地域統括子会社が親会社となっているニュージーランドのプリンターリース会社と金融子会社で経営者による意図的な売上の水増が発覚）の不正が報道され話題となった。これらの海外子会社の不正は、実際に経営管理者などが当事者として組織的に関与している場合は、通常のガバナンスやマネジメントの手続、内部統制やモニタリング手続で発見することは難しい。なぜならば、企業不正を防止する機能を有する内部統制は経営者自身が構築するものであり、経営者自身が内部統制を無視する場合には、内部統制は有効に機能しないからである。ASEANの統括事業拠点として高度な教育を受けた人材を有していることが多いシンガポールでは、不正の内容も複雑かつ金額的にも影響が大きい経営者不正に類似した状況が想定され、発見も困難になるものと推測される。一方で、他のASEAN諸国については、都市間での違いはあれど、資産の盗難や小口現金の流用など従業員不正に類似した状況が想定される。それぞれの地域特性やそれに付随して発生すると思われる不正に応じた対処が必要である。

海外子会社のガバナンスに関しては、海外子会社をとりまく経営環境やグループ内での役割は変化するものではあるが、モニタリングとリスクコントロールについての最終的な責任を負うのは、親会社の代表取締役またはその直轄機関としての内部監査部門であることが通常である。内部監査部門は定期的に海外子会社を実際に往査するなど、グローバル経営を支援するための内部監査体制の構築・維持しなければならず、同時に、内部監査による評価結果を

取締役会に報告しなければならない。報告にあたっては、内部監査部門としては、内部監査の水準について品質とスピードを考慮したうえで、親会社と同程度の水準を求められているの否かについても考慮しておくことが効率的な内部監査を実施するためにも望ましい。そのためには、内部監査人部門の所属する人員は、企業グループ経営について経営者と視点を合わせるよう戦略についても理解しておかなければならない。また、親会社の取締役会は評価結果を受けて、企業グループ全体に影響を与えかねない重要リスクの有無や、それが企業価値にどのような影響を与えるか否かについて検討しなければならない。この意思決定を支援する役割として、内部監査が果たす役割は大きくなると予想される。

4. グローバル内部監査に長けた人的資本の必要性

持続的な経済発展や企業価値向上の観点からは、長期的な視点で非財務要因を重視する姿勢で経営に取り組む必要があり、グローバルに事業を展開する日本企業ではこれらを可能とする内部監査を担うにたる人的資本の育成を差し迫った課題として認識する必要がある。人的資本は地理的・文化的背景や、業界や組織特性に影響される可変的で複雑なものであるため、社会の発展にともない人的資本に対して組織が抱える課題も変化していく。必ずしも短期的に収益獲得にはつながらないが、自社ビジネスに関係する課題に対応していくために人的資本を充実させる姿勢は、中長期的な視点で収益向上を目指していくためには必須であり、価値創造のための人的資本という貴重な資源の重要性は今後ますます高まっていく。人的資本の創出と最大化が企業価値の向上について重要な役割を果たすものであり、人的資本の向上に取り組むことで競争優位に繋がるものである。人的資本を通じて持続的価値創造を実現する自社の価値創造のサイクル、すなわち、人々の能力・経験・意欲を組織としてどのように活性化しているのかが今後重要になっていくと考えられる。

海外子会社については、語学や専門的知識は当然として地理的・文化的背景など現地での慣習や規則にも精通した人物により内部監査が実施されること

で、より適切にリスクが評価されることが期待される。近年の情報技術の発達に伴い、より難易度が高い内部監査が求められることが予想されるなか、日本企業のガバナンス強化のためにも、グローバル内部監査に長じた人材の育成は早急に取り組むべき課題と考えられる。日本企業はその重要性を認識したうえで、内部監査人のためにキャリア構築や、自社の戦略策定にあたっての有効活用を考慮すべきといえる。

5. まとめ

繰り返しとなるが、事業活動がますます複雑化・国際化し、企業の理解のためには広範囲での知識や経験が必要になるなかで、ガバナンス強化のための内部監査を可能とする人員は不足していくことが予想される。企業の独自プロセスから創出された無形資産が企業にとっての競争力の源泉となる状況下においては、企業の独自プロセスに精通した人物としての内部監査の重要性は増していくと考えられる。また、文化的背景が異なる海外子会社において、現地での慣習や規則にも精通した人物により実施される内部監査は、企業のガバナンス強化に資するもので長期的成長にも繋り、今後益々重要性を増していくものと考えられる。

グローバルな内部監査に長けた人的資本の必要性について本稿が皆様の理解の一助となれば幸いである。

執筆者氏名

山林 貴裕 (やまばやし たかひろ)

経歴

大阪府岸和田市出身

神戸大学経営学部卒業、中央大学大学院戦略経営研究科修了

公認会計士（日本）、公認不正検査士

中小金融機関向けのシステム開発・コンサルティング事業会社である株式会社情報企画を経てASG監査法人（現；太陽有限責任監査法人）へ入所。非上場企業を含め様々な規模の企業に対して幅広い業種の監査業務に従事するとともに、企業価値評価・財務内容調査・不正調査等の各種アドバイザー業務にも従事。その間、株式会社日本総合研究所へ出向し、PMI・事業計画作成・公官庁に対する調査など各種コンサルティング業務にも従事。2016年にKKChua&Coに参画し、現在は保証業務・アドバイザー業務など、主に日系企業に対する全般的な会計関連サービスに従事している。

業界プラス1 金融・保険

国際財務報告基準(IFRS)とシンガポール・日本に及ぼす影響

TOMA CONSULTANTS GROUP CO.,LTD
Branch Manager
神谷 隆行



はじめに

シンガポールでも日本でも法人を設立してビジネスを始めた場合、決算書を作成することとなります。決算書を作成するにあたっては、その国が定めている会計基準に準拠する必要がありますが、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards、以下、IFRSとする）が各国の会計基準に大きな影響を及ぼしていることはご存知でしょうか。

IFRSは、各国の決算書の比較可能性を高めることを目的として開発された会計基準で、どの国や地域でビジネスをしても、同じ内容の決算書が作成され、決算書の利用者が複数の会社の比較をしやすくしようとしています。シンガポールのみならず、多くの国では、会計基準の開発コストを抑えるため、IFRSの内容をベースにした会計基準が制定されています。特にシンガポールの会計基準（FRS）は、IFRSと極めて類似した会計基準となっており、筆者も驚くばかりです。

このため、IFRSが改正されると、シンガポールの会計基準や日本の会計基準も改正されることが多いのが現状です。そこで今回は、IFRSの歴史と特徴をご説明し、直近のIFRSの改正がシンガポールの会計基準や日本の会計基準に及ぼしている影響及びその対応策を記載します。

国際財務報告基準(IFRS)とは？ 世界標準の会計基準

IFRSの歴史は1970年代までさかのぼります。1973年に国際会計基準委員会（IASB、International

Accounting Standards Committee）が発足され、IFRSの前身となる国際会計基準の作成が始まりました。国際会計基準は、各国の会計基準の調和化を目標とし、各国で作成される決算書の比較可能性を高めるというポリシーのもと、9カ国の会計士団体が参加して検討・発表されていきました。しかし、当時は民間の団体が作成していたに過ぎない国際会計基準の影響力は弱かったとされています。

しかし、ビジネスの国際化が進展するなか、1987年に証券監督者国際機構（The International Organization of Securities Commissions :IOSCO）がIASBの活動を支持することとなりました。IOSCOは各国の国内証券行政に強制力を持つ証券監督者の国際的な機関であるため、IOSCOが支持する国際会計基準はその影響力を高めていきました。

2001年に国際会計基準委員会（IASB）より改組され、親組織としてIASB Foundation（IASB財団）を設立し、会計基準の開発力の強化を図りました。IFRSが世界の会計基準の標準として認められたのは、欧州連合（EU）が、EU域内の上場企業に対して、2005年12月期以後、IFRSに基づく連結財務諸表を作成することを義務付けたことと、当時強い影響力をもっていた米国財務会計基準審議会（FASB）が「ノーワーク合意」によってIASBと協調姿勢を示したことによります。これにより、各国がIFRSを意識した会計基準の設定及び改訂を行い、現在ではIFRSの適用を要求または容認する国々は120を超えるといわれています。

法律や会計や税務等は、それぞれの国が設定主体となるため、通常その国ごとに異なるルールが定め

られています。しかし、会計に関してだけは、どの国でも同じようなルールが導入されているといっても過言ではない状況かもしれません。

国際財務報告基準 (IFRS) の特徴

IFRSの特徴は下記のとおりです。

(1) 原則主義

IFRSは、財務報告に関する原理・原則を明らかにするとともに、例外規定は極力認めず、その解釈や運用は、企業の判断に任せる考え方を採用しています。

これに対し、従前の日本基準やアメリカの会計基準は、詳細で具体的な規定や数値基準を設ける対照的な「細則主義 (ルール・ベース)」と云う考え方をとっていたといわれています。IFRSが原則主義を採用した背景として、IFRSを世界各国に普及させることを重視したためと推測できます。各国の法律や税務、ビジネス慣習が異なる中で、細かい会計基準の導入は難しいからです。また、判断に迷う事例については、監査制度を使って、外部の監査法人とともに協議して決定しているというスタンスも併せ持っているといえます。

筆者は日本でもシンガポールでも会計や税務の実

	IFRS	日本基準
会計基準の定め方	原則主義。原理・原則を定め、詳細は企業や監査人の判断に任せる。	細則主義。詳細かつ具体的な規定をする。数値基準を定めることもある。
貸借対照表を重視するか、損益計算書を重視するか	貸借対照表を重視。決算日末時点の財政状態をいかに算定するかを重視。企業買収が盛んな海外の事情を考慮しているように見える。	損益計算書を重視。会計年度の損益額がいくらかを重視してきた。売上総利益、営業利益、経常利益など段階的に損益を示しているのが特徴的。現在では、IFRSの考えと同様になってきている。

務を経験してきましたが、日本の会計基準や税法等に比べ、IFRSは抽象的な取り決めをしているケースが多く、実務上の判断に途惑うケースがあります。

(2) 貸借対照表重視の考え方

IFRSは、資産・負債の評価とその差額としての純資産、つまり、財政状態計算書に計上されている財産価値を重視しています。また、利益の算定は、会計期間の期首から期末までに増加または減少した部分を利益または損失として認識します。このような、利益算出の考え方を「資産・負債アプローチ」と云います。そしてこの認識された利益は「包括利益」と呼ばれています。

この一方、従来の日本基準では、収益から費用を差し引いた利益を重視し、その計上された純利益の結果、純資産が増加すると云う考え方で、これを「収益・費用アプローチ」と云います。

収益認識に関する会計基準

(1) 日本における収益認識に関する会計基準について

日本でも話題になりつつある収益認識に関する会計基準について説明をします。日本では、企業会計基準にて、「売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売及び役務の給付によって実現したものに限り」と定めていますが、会計基準において詳細な定めがありません。

このため、業界の実務慣行が会計（帳簿記入の仕方、決算書の作り方、決算書の表示の仕方を指します）に影響を与えている側面もあり、企業間の売上高の比較をはじめとして、企業間の決算書の比較可能性が保たれていないという意見がありました。

そこで、日本公認会計士協会は、会計基準ではありませんが、公認会計士（監査人）向けに実務上の収益認識に関する考え方を示した、わが国の収益認識に関する研究報告（中間報告）「IAS18「収益」に照らした考察」等を発表するなど、IFRSを意識した収益全般の会計に関する考え方を整理してきました。

しかし、収益認識に関する会計基準が整備されていたとは言いがたく、過去に売上げの粉飾に関する訴訟となったケースでも、会計基準に詳細な定めが

ないため、会計理論上合理的ではない判決がされていると思われるケースもありました（例えばノヴァ第三者責任追及訴訟判決）。

(2) IFRSやアメリカの会計基準の考え方

この一方、IFRSでもアメリカの会計基準でも収益の定義や収益認識要件等を含む収益認識に関する会計処理全般を取り扱っている会計基準があります。収益の計上については、どの企業でも決算書に重要な影響を与えるとともに、近年急速に広まっている電子化した取引や複雑化した取引にも対応できるようにするため、IFRSについては、収益認識に関する会計基準が改訂（Clarifications to IFRS 15）され、2018年1月1日以降開始する事業年度に強制適用されることとなっています。

収益に関する会計処理全般に関する会計基準が定められている場合、企業は会計基準に従って決算書を作成する必要があるため、監査の判断においても、また、訴訟となった場合でも、その可否が明確になる特徴があります。

このため、日本でも収益認識に関する包括的な会計基準の開発に向けた検討に着手し、2017年7月20日に企業会計基準公開草案第61号「収益認識に関する会計基準（案）」を公表するとともに、2021年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用する予定となっています。この会計基準の開発に関しては、IFRSの影響を強く受けており、IFRSと同じような定めをしていると理解していただけて結構です。

シンガポールでもIFRSの改定を受けて、2018年1月1日以降開始する事業年度から改訂された収益認識に関する会計基準が適用されます。

収益認識に関する会計基準の影響と対策

本稿の読者は主に日系企業の方がご覧になっていると思いますので、日本法人の会計処理に大きく影響を与える点について記載をしていきます。

(3) 影響事例1 Customer Loyalty Programmes (カスタマー・ロイヤリティ・プログラムとは企業が消費者に対し様々なポイント等を付与すること。ポイント引当金の会計処理を例とします。)

B to Cのビジネスを中心に消費者にポイントを付与することにより、消費者の囲いこみを試みる企業があります。そのような企業については、従来ポイント引当金等の引当金を計上することにより対応してきましたが、本会計基準が適用されると、IFRSと同様に引当金による処理が認められなくなります。

以下、事例をつかって説明をします。

○事例

玩具の販売店であるホビーズショップ神谷は、ポイント制度を採用している。顧客の売上1,000円当たり1ポイントを付与し、1ポイント10円換算で商品を購入することができる。ホビーズショップ神谷は、20X5年の売上高が100,000円であり、顧客に対して100ポイントを付与した。当該ポイントに関しては直接観察可能な独立販売価格は存在しないため、ホビーズショップ神谷は100ポイントのうち、80ポイントが交換されるという予想をしている。なお、ポイントを付与しない場合の販売価格も同額である。

○20X5年の従来の日本の会計処理

(借) 売掛金 100,000 (貸) 売上高 100,000
(借) ポイント引当金繰入額 800 (貸) ポイント引当金 800*

*80ポイント×10。交換されると予想されているポイントのみ引当処理。

○20X5年のIFRS第15号及び日本における新しい収益認識の会計基準で求められている会計処理

(借) 売掛金 100,000 (貸) 売上高 99,206**
(貸) ポイント負債 794***

** $100,000 \times 100,000 \div (100,000 + 80 \text{ポイント} \times 10)$ 。
100,000を商品相当額とポイント受け入れ義務に配分

***100,000-99,206

○考察

従来の日本の会計基準では、100,000の売上計上時の四半期末や会計年度末に販売促進のため別途ポイントが付与したとして800の引当金を計上していました。

しかし、IFRS及び新しい会計基準では、100,000の売上には、商品の引渡対価の他に顧客が将来ポイント行使を引き受ける義務も含まれていると考えています。よって、売上高（取引価格）100,000を商品の売上に相当する部分とポイントの部分とに配分する必要があります。ポイント負債794はポイント行使時の収益とするため、負債として繰延するという考えをとっています。

○会社に及ぼす影響

ポイントに関する収益認識に違いが生ずることから、現状の管理システムで対応できるかどうかの検討が必要となります。システム改修にあたっては他部署との調整や一定の時間を確保して取り組む必要があることから、事前に検討することがかかせないでしょう。

また、ポイント負債794についての、日本の法人税及び消費税の取り扱いについても情報収集が必要となります。日本においては、新しい会計基準が確定したのちに税務当局等で検討が開始されると思われるが、法人税の別表調整の仕方及び消費税の申告にも影響が出てしまう恐れがあります。この点も注意が必要です。

また、返品が想定される商品の販売においても、返品調整引当金をつかって会計処理をしてきましたが、こちら引当金処理が認められないこととなります。

(4) 影響事例2 商品の販売と保守サービスの提供を抱き合わせで販売した場合

例えば、パソコンと付随する保守サービスを抱き合わせで販売するなど、複数の履行義務が混在する商品もしくはサービスの提供を行うケースが多く見られます。また、英会話教室のように年間のレッスン料と同時に会員システム登録料といった名目で当時に代金を受け取るなどのケースもあり、複数の

履行義務が混在する商品もしくはサービスの提供を行うケースはさまざまな業種に多く見られるのではないのでしょうか。

このようなケースにおける会計処理について、事例をつかって説明をします。

○事例

- (1) 当期首に、A社はB社（顧客）と、標準的な商品Xの販売と2年間の保守サービスを提供する1つの契約を締結した。
- (2) A社は、当期首に商品XをB社に引き渡し、当期首から翌期末まで保守サービスを行う。
- (3) 契約書に記載された対価の額は12,000千円である。

○従来の日本の会計処理

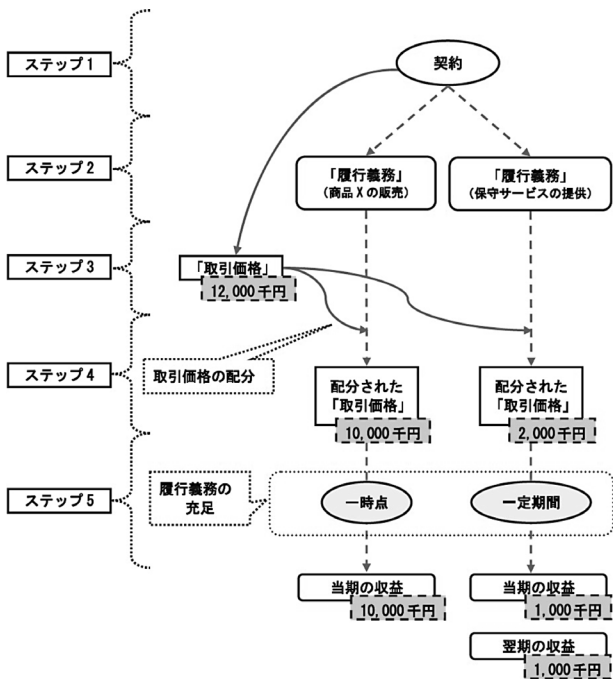
日本では、企業会計基準にて、「売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売及び役務の給付によって実現したものに限り」と定めていますが、会計基準において詳細な定めがありませんでした。このため、会計監査を受けている会社については、監査法人より「わが国の収益認識に関する研究報告（中間報告）－IAS第18号「収益」に照らした考察－」を通して監査人より下記の会計処理をするよう促されていたかと思います。このため、新しい会計基準の導入による変更はないかもしれません。

○IFRS第15号及び日本における新しい収益認識の会計基準で求められている会計処理

- ・商品Xの販売
(1年目)
(借) 売掛金 100,000 (貸) 売上高 100,000
- ・保守サービスの提供
(1年目)
(借) 売掛金 1,000 (貸) 売上高 1,000
(2年目)
(借) 売掛金 1,000 (貸) 売上高 1,000

図にすると以下のとおりとなります。なお、下記の図は企業会計基準適用指針公開草案第61号「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」の設例

の設例1から引用しています。



○考察

本事例の特徴は、商品Xの販売と保守サービスの提供という異なる作業を12,000千円というセット価額で契約していることです。

しかし、物の販売と保守サービスの提供はそれぞれ異なるサービスです。このため、ステップ2で収益認識の会計単位としてそれぞれ別の履行義務として認識をし、ステップ4でそれぞれの履行義務の価額を決定し、ステップ5でそれぞれの履行義務に対応する売上げをどの事業年度で認識するかを検討しています。その結果、保守サービスのうち、1,000千円は翌期の売上げとなっています。

○会社に及ぼす影響

すでに改正後の会計基準にしたがった会計処理をしている企業も多く見られますが、サービスの提供を抱き合わせて販売している取引がある場合には今一度会計処理の検討が必要ではないでしょうか。必要に応じて管理システムの改修も伴うかもしれません。

売上の計上に関しては、不正や誤謬（意図的でない誤りを言います）が多く発生します。日本でも収益認識に関する包括的な会計基準が整備されますので、会社は会計基準に準拠して決算書を作成し、監査人に確認をしてもらうとともに、万が一の訴訟に備えて正しい会計処理をしているとの主張ができるよ

うに会計処理及びその根拠書類を整備しておく必要があります。

リースに関する会計基準の影響と対策

(1) IFRSのリース基準の改正の概要

IFRSで定めるリース会計の基準が改正され、2019年1月1日以後開始事業年度から適用されます。シンガポールの会計基準も同様の改正がされることから、最後にリースに関する会計基準の影響と対策についてお話を致します。

今回の改正はリース物件の借手側の企業の会計処理に大きな影響を与えています。改正前の基準 (IAS16号や日本の現在のリース会計に関する基準) では、リース契約について、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースのいずれかに区分した上で、それぞれ異なった会計処理をするように定められていました。ファイナンス・リースに該当する場合は、リース物件を購入したときと同様に、リース資産とリース負債を貸借対照表に両建てするとともに、リース資産の減価償却や支払利息を別途認識することとなります。

しかし、オペレーティング・リースに該当した場合は、支払リース料のみを費用計上すればよく、どちらのリース区分に該当するかが実務上大きな影響を与えていました。

例えば、航空会社が多数の飛行機をリースするにあたり、オペレーティング・リースと判断し、支払いリース料のみを費用計上する会計処理を採用している場合、リース金額が多額であっても、貸借対照表にリースに係る資産や負債が計上されないことから、財政状態の把握を誤られる恐れがありました。

今回の改正基準では、リース物件の借手の会計処理については、いわゆる使用权モデルを採用し、借手がリース資産の使用权を支配していれば、ファイナンス・リースと同様の会計処理を求めるということになりました。

(2) 使用权モデルとは？

いわゆる使用权モデルでは、借手がリース資産の使用权を支配していれば、従来のオペレーティン

グ・リースに該当していた取引でも、リース資産とリース負債を計上する可能性があるため、大きな影響を与えているといわれています。

改正リース基準導入後は、そもそも契約内容がリースに該当するのか、リースに該当しないのかを判断し、リースに該当する場合は、リース資産とリース負債を計上することとなります。

このため、契約がリースに該当するかどうかの検討が必要となり、借手がリース資産の使用権を支配しているかの判定にあたっては、下記の2要件を満たすかどうかで判断します。

- | |
|--|
| (a) 特定された資産の使用から生まれる経済的便益のほとんどすべてが得られる権利 |
| (b) 特定された資産の使用を指図する権利 |

(3) 検討

	改正前	改正後
借手の会計処理の考え方	リース契約について、ファイナンス・リースに該当するか、オペレーティング・リースに該当するかどうかで会計処理が異なる。	当該取引が、リースに該当するか、リースに該当しないのか(レンタル)どうかで会計処理が異なる。
貸借対照表に資産・負債を計上しなければならないケース	ファイナンス・リースに該当した場合	リースに該当した場合

ここで、パソコンを借りる契約について検討してみましょう。検討に関しては筆者の私見が入ります。

仮に借り手にパソコンの入れ替えをする権利があるとすれば、上記の2つの要件で記載されている「特定された資産」といえるので、リースに該当する可能性が高くなります。

しかし、借手は契約期間を通じて一定の機能を有するパソコンが使えればよいので、パソコンの供給者である貸手の判断に基づいてパソコンをリプレイスするという取り決めを貸手と行うことも考えられます。そのような場合は、借手は一定の機能を有す

るパソコンを使うことができるサービスを楽しんでいるに過ぎず、リースとはいえない可能性が高まります。

また、借手がパソコンを使用したり保有したりすることに制限がなければ、上記の要件 (a) の「資産の使用から生まれる経済的便益のほとんどすべてが得られる権利」に合致すると思われます。

しかし、パソコンを使用する場所や時間に制約があると、借手はパソコンを使うことによって得られる便益に制限が生じる可能性があります。この場合は、リースとは言えない可能性が高まります。さらに、借手が当該パソコンを第三者に又貸し(転リースあるいはサブリースといいます)できるのであれば、上記 (b) の「特定された資産の使用を指図する権利」を満たすのではないのでしょうか。

今回は詳細な説明は紙面の都合上割愛しますが、上記の2要件を満たした場合に物件の借手が物件を支配し、当該取引にリースが含まれているとして現在のファイナンス・リースに準拠した会計処理が求められます。このため、現行のリース契約について再検討が必要となるのではないのでしょうか。

(4) 日本の会計基準への影響

現在、上記の改正リース基準を反映した日本のリースに関する会計基準の発表はされていません。このため、上記の変更は、シンガポール法人もしくは日本法人でIFRSに準拠した決算書を提供している会社に影響を及ぼします。

保険契約

保険契約を取り扱った会計基準として、2004年にIFRS第4号「保険契約」が公表されていましたが、暫定的な会計基準という意味合いが強く、包括的な保険に関する会計基準について継続的に検討されていました。

その結果として、2017年5月にIFRS第17号「保険契約」が発表されました。IFRS第17号は上記の収益認識に関する会計基準にも整合的な考え方でもあり、かつ、保険契約を発行する企業の財務情報を比較することが可能になりました。

IFRS第17号は、保険契約の収益に関する見積りを適時に見直し、現在のリスクや不確実性を反映する会計基準です。IFRS第17号は、2021年1月1日以降開始する事業年度から適用となり、これに伴いIFRS第4号「保険契約」は廃止されます。なお、IFRS第9号「金融商品」とIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用している企業に限り、早期適用が認められます。

なお、日本では、IFRS第17号「保険契約」と整合的な会計基準の策定を予定しているという発表はありません。このため、現在のところ、日本の会計基準に従って決算書を作成する企業にとっては影響がないのではないのでしょうか。

本会計基準における保険契約とは、契約発行者が保険契約者から、特定の不確実な将来の事象が保険契約者に不利益を与えた場合に保険契約者に補償を行うことに同意することによって、重要な保険リスクを引き受ける契約をいいます。

この定義に当てはまる商品を販売している企業に対して本会計基準を適用される可能性があります。特殊な領域であることから、本原稿では詳細の記載を割愛させていただきます。

執筆者氏名

神谷 隆行 (かみや たかゆき)

経歴

新日本有限責任監査法人 (EY) 勤務後、TOMA コンサルタンツグループ(株)へ入社。2014年よりシンガポール支店に勤務。日系企業の会計税務を中心としたアドバイス業務や記帳・監査対応・税務申告の実務に関与。さらにブログ等でシンガポールの最新情報の発信を行っている。日本国公認会計士。

シンガポール国立大学日本研究学科における 日本文化に関する活動



月報1月号にて既報の通り、シンガポール日本商工会議所基金「2016年度基金」からは、16の団体と2名の学生への寄付金授与が決められました。その中から、今回はシンガポール国立大学日本研究学科(Department of Japanese Studies, National University of Singapore) 及びシンガポール日本文化協会” (JCS)についてご紹介します。

NUS 日本研究学科について

シンガポール国立大学はご存知のように今ではアジア及び世界のトップクラスの大学に成長し、注目を集めるようになりましたが、実はそのシンガポール国立大学に日本研究学科があるということは、ご存知ない方のほうが多いかもしれません。人文社会学部に属する日本研究学科は現在9名の教員と1名の助手がおり、修士及び博士課程には現在11名の大学院生が在籍、専攻学生数は60名、副専攻学生は96名登録しています。毎年開講するコースは35科目ほどにのぼり、年間で1500名近い学生が日本研究学科の科目を受講しています。1981年に設立されて以来、30年以上にわたって日本のスペシャリストを養成するとともに、日本研究学科専攻の学生以外にも、幅広く日本に関しての知識を深める役割を果たしています。

日本研究学科を卒業する学生の大半は卒業後、日本に関する知識を生かせるように、シンガポールの日本企業

に就職します。このように日本研究学科は在シンガポール日本企業の皆様と実は密接な関係があるのです。

この30年あまりでアジア諸国における政治経済状況や国際情勢の変化に伴い、学生の日本に対する興味のあり方も大きく変化してきています。もともと日本の経済成長に学ぼうと設立された学科ですが、現在日本研究学科にやってくる学生の興味は実に多様化しています。マンガやアニメ、ビデオゲーム、ファッション、といったポップカルチャーがきっかけで、あるいはシンガポールでますます人気が高まっている日本の食によって、または日本旅行がきっかけで、などなど、日本に触れる機会やメディアを通して得られる情報は創立当時とは比較にならないほど増えていることもその要因でしょう。

しかし学生たちの興味は消費者的な立場からの表層的なものに留まっているというわけではありません。長い歴史に培われた日本人の振る舞い方、倫理観、社会構造など、日本人、日本という国そのものに興味がある学生も多いのです。歴史の浅い国に生まれ育ったシンガポール人ならではの興味のあり方なのかもしれません。ポップカルチャーも伝統芸能もある国。それが魅力だと語る学生もいます。そしてそのような学生は日本研究学科に属さなくても、日本語を学んだり、日本研究に関するコースを履修したり、日本文化に関する学生のクラブ活動を通して日本をより深く理解しようとしています。

カルチャー・ルーム開室式

日本研究学科には創設された初期から和室があり、以前から茶道や舞踊といった伝統文化を実際に体験できる場所がありました。2016年に日本研究学科が、他のアジア研究学科と共に現在のAS8という建物に移転した際、以前の和室における活動が持続できるよう、新しいカルチャー・ルームを建設しました。以前は完全に壁で隔てられており、中での活動が外から見られることはありませんでしたが、新しいカルチャー・ルームはガラス張りのスペースに8畳の舞台がある構造になっており、中での活動が通りがかりの人にも見えるように設計しました。三井物産様の三井NUS日本研究基金により、新しいカルチャー・ルームの内装がこの度完成し、2017年8月25日にその開室式が行われました。シンガポール日本商工会議所様のご支援のおかげでこの開室式と、10月の校舎移転に伴うその他の記念行事において、海外から日本研究者及び日本伝統文化に関わる方々をお呼びし、シンポジウムや日本文化を紹介する活動が行われました。



開室式



カルチャー・ルームにおける茶会

開室記念式典では篠田在シンガポール日本大使ご夫妻、シンガポールからは文化・コミュニティ・若者省よりBaey Yam Keng氏をお招きし、遠州流茶道13世家元・小堀宗実氏による記念茶会が行われました。NUS茶道部は

長年にわたり年に3回ほど遠州流の先生方にご来星いただき、ご指導を賜っており、この茶会でも茶道部員や卒業生が活躍してくれました。

またその後で長年にわたりNUSの日本舞踊部をご指導いただいている尾上菊水氏のご指導による演目を学生が披露してくれました。このカルチャー・ルームは特注の薄型の畳を上げることにより、木目の舞台となり、日本舞踊のようなパフォーマンスを行うこともできる多目的ルームとして設計してあります。

この記念式典の最後には言語教育センターの北井佐枝子氏による箏の演奏で締めくくられました。沢井箏曲院の師範でもある北井氏もまたNUSにおいてKotoKottoNという箏のクラブを創設し、熱心に学生を指導しています。



北井氏による箏の演奏

またアジア研究学科移転に伴う新校舎のオープニングのイベントとして、記念学会が10月初旬に行われ、アジア地域研究の学科がそれぞれパネルを組み、シンポジウムが行われました。その際日本研究学科も日本、香港、フィリピンから日本研究の専門家を招待し、他のアジア研究者たちと活発な学術交流を行いました。

狂言イベント

これらの一連の記念行事の一環として、さらに2017年10月16日には日本研究学科のリム・ベンチャー准教授の主催による狂言のイベントが行われました。これもシンガポール日本商工会議所基金のご援助により、茂山千五郎家より茂山童司氏、島田洋海氏をお招きし、シンガポールのジャパン・クリエイティブ・センターにおいて講義、デモンストレーションが行われました。このワークショップには一般の方に公開され、おかげさまで満員御礼の好評を博しました。

またNUSでも両氏による特別講義及び学生向けの狂言ワークショップが行われ、狂言についての講義では大講義室において400名の学生の前で狂言の歴史などを説明し、実際に短い仕舞も披露していただきました。実際に

伝統芸能を見て、バイリンガルである演者から英語で説明を受けられるというまたとない機会に、学生は引き込まれ、その美しさに魅了されていました。また学生参加型ワークショップでは学生が実際に短い演目を演じるという体験セッションもありました。いずれのワークショップでも学生が終了後に次々に熱心に質問する光景が見られ、日本の伝統芸能に対する関心の高さが伺われました。

シンガポールにおける今後の日本文化普及活動

今回の数々のイベントを通し、シンガポールにおける日本文化、特に伝統芸能への関心の高さを確認することができました。今後も新しいカルチャー・ルームから、様々な文化情報を発信し、日本への関心をますます深めてもらえるよう、日本研究学科は多角的な文化活動を計画しています。例えば来年は香道の専門家をお招きし、日本の香りの伝統を学べるワークショップを企画しています。また能や狂言といった伝統芸能についてより深く紹介できるワークショップや、授業で茶道体験を行うなど、NUSの学生や教員に日本文化を体験してもらえる機会を積極的に提供していく予定です。またカルチャー・ルームを学外の方にも開放し、日本文化のショーケースとなるような活動を支援していく方針です。日本研究学科がシンガポールのコミュニティ及び在星日本人コミュニティとの繋がりをますます深め、両国の交流に繋げることは、日本研究学科の存続のためにも不可欠だと言えます。

新しいカルチャー・ルームはまさにそのような活動のためにあります。皆様もシンガポールの学生と畳の上で囲碁や将棋を打ちながら交流したり、利き酒講座や伝統工芸についてのワークショップや展示会をしてみたい、などのご関心がおありでしたら、ぜひ一度実際にカルチャー・ルームを見にいらしてください。

日本研究学科はこれからも日本商工会議所様のご支援を賜り、更に活動を広げていきたいと思っております。



茂山童司氏による狂言デモンストレーション

47th Japanese Cultural Festival - by The Japanese Cultural Society, Singapore (JCS) 第47回 日本文化祭



47th Japanese Cultural Festival

16 September 2017, Saturday
12pm - 5pm
Sota Concert Hall

Come join us for an afternoon of amazing cultural extravaganza at the 47th Japanese Cultural Festival.

Highlights:

- Dynamic Drum Team Ondekoza from Japan,
- Music & Dance of mythical Takachiho, Kagura Performing Troupe from Miyazaki Prefecture, Japan

Come early to shop at the mini- Japanese food and craft corners or participate in the Japanese craft workshops.

Save the date and join us for a fun-filled cultural experience.

Organized By
THE JAPANESE CULTURAL SOCIETY SINGAPORE

Supported By
Embassy of Japan in Singapore
The Japanese Association, Singapore
Japanese Chamber of Commerce & Industry, Singapore

Sponsored By
JCCI Singapore Foundation

Like Us
facebook.com/JapaneseCulturalSocietySingapore

47th Japanese Cultural Festival

Introducing Japanese culture to Singapore - the foresight of JCS pioneers in 1964

In the year 1964, national sentiment in Singapore towards the Japanese could not be more different from what we see today. It had been less than 20 years since the end of World War II and the Japanese Occupation of Singapore. In addition, Singapore was not yet a sovereign, independent nation, and would not be for one more year. The suffering caused by the war and Occupation had led to high levels of animosity towards the Japanese.

Nevertheless, in spite of this hostile atmosphere, a group of far-sighted Singaporeans with a sense of mission came together in 1964 to establish a non-profit organisation, whose purpose was to introduce the beauty and the positive side of Japanese culture to fellow Singaporeans. This organization is "The Japanese Cultural Society, Singapore シンガポール日本文化協会" (JCS).

Japanese Language School and the Japanese Cultural Festival

Recognising that understanding of the language is key to understanding a culture, JCS quickly began organising Japanese language courses in 1966 and established the JCS Japanese Language School (JCS 日本語学院). This was welcomed enthusiastically by Society members and the public. Over the past 52 years, JCS has produced more than 35,000 language course graduates. These graduates have been active in contributing to the exchanges in various sectors between Singapore and Japan.

To raise the spoken Japanese standards of its students, JCS held its first "Japanese Speech Contest" in 1969. This developed into a jointly-organised event in 1996 when it was merged with the Japanese Association-organised Students' Eloquence Contest. Today, this Japanese Speech Contest has become a much bigger event co-organised with the Embassy of Japan, The Japanese Association, Japanese Chamber of Commerce and Industry (JCCI) and The Japanese University Graduates Association of Singapore (JUGAS).

In year 1971, JCS held its first Japanese Cultural Festival to present the beauty of Japanese culture to Singaporeans. Over the years, these festivals have taken various forms of cultural exchanges, such as concerts, street performances, contests, seminars and so on. This year marks the 47th Japanese Cultural Festival. The festival has been open to the public free-of-charge from the beginning.

The 47th Japanese Cultural Festival Concert

The 47th Japanese Cultural Festival Concert took place on 16th September 2017 in the Concert Hall of SOTA (School Of The Arts). Items presented included performances by JCS internal activity groups, local associate groups from The Japanese Association as well as groups from Japan.

The SOTA concert hall was packed to its full capacity with an audience of 600. Among our guests were His Excellency the Ambassador and Mrs Kenji Shinoda.



JCS President Associate Professor and Mrs Lai Ah Keow receiving the arrival of the Ambassador and Mrs Kenji Shinoda.



Audience in the SOTA Concert Hall

JCS Internal Groups

Within JCS, various interest groups were formed for the enjoyment of members. In the 47th Japanese Cultural Festival Concert, the following groups put up their performances:

Suwa Wadaiko (Japanese drum) (諏訪太鼓)

The drum group was formed many years ago with the help of drummers from the Suwa area in Japan. It is headed by JCS member Jeffrey Teo. A fun fact is that many of the drummers are lady members. They performed 2 pieces:

“Suwako Bayashi (Lake Suwa Music) (諏訪湖ばやし)” and “Koshin Mibashira Daiko (鼓心御柱太鼓)”.



JCS Suwataiko Drum Team

JCS Japanese Choir

37 men and women of the JCS Japanese Choir, together with Ms Nami Utada as conductor and Ms Miki Taguchi as accompanist, presented 3 pieces:

“Blue Desert (青い砂漠)” ; “Fountain of Youth (若返りの水)”

and “Rhythm of the Earth (地球の鼓動)”.



JCS Choir

“Kimono” Parade

Nine members of the JCS Kimono Club displayed various beautiful kimono on stage.



Kimono Parade

Groups from local associates - The Japanese Association, Singapore

JCS enjoys good and long-standing friendships with many local associates, including The Japanese Association, Singapore (シンガポール日本人会). The strong ties between the two organisations can be seen in The Japanese Association’s frequent and longstanding participation in the JCS Cultural Festival. This year, once again, we have the following groups from The Japanese Association.

Koto (琴) (Japanese harp)

The Japanese Association Koto Ensemble & Shakuhachi players performed two pieces:

“Kagaribi (野村正峰作曲「篝火」)” and
“Kimi wo Nosete (君をのせて) (Carrying You)”



Japanese Koto & Shakuhachi

Men’s Choir (男子コーラス)

The Men’s Choir group of The Japanese Association, with conductor Ms Nami Utada, performed nostalgic suites of: “Hana (花) (Cherry blossoms)” and
“Mikan no hana saku oka (みかんの花咲く丘) (Hill of Tangerine Blossoms)”



Men’s Choir

Ladies' Choir (女子コーラス)

With Ms Peng Kit Ng as conductor and Ms Sumiko Hanaya as accompanist, the Ladies' Choir group of The Japanese Association performed:

"A bird and a bell and I (わたしと小鳥とすずと)";

"Annie Laurie (アニーローリー)";

"Londonderry Air (ロンドンデリーの歌)" and

"In Spring (春に)"



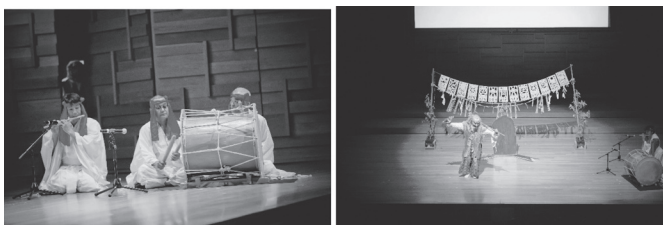
Ladies' Choir

Groups from Japan

This year, we were honoured to have two outstanding groups from Japan fly all the way to Singapore to participate in our cultural festival. They were:

日本高千穂の夜神楽 (Takachiho no Yokagura) - Music and Dance of Mythical Takachiho

In collaboration with J.CLAIR (The Japan Council of Local Authorities for International Relations) Singapore, 6 performers from the "Nagatano Kagura Union" of Miyazaki Prefecture came to Singapore and presented a series of traditional Japanese dances. They performed three especially famous items from a set of 33, namely the dances of "Tajikarao", "Uzume" and "Totori". These dances originated in the period from "Heian" to "Kamakura" some 800 years ago. Their purpose was to celebrate the harvest of the current year and pray for the next to be bountiful. It was indeed an eye-opening performance for the audience.



Takachiho Yokagura

日本鬼太鼓座大太鼓 (OndeKOZA) - Japanese Drum

Formed in 1969, ONDEKOZA is a professional team that has expanded across Japan and the rest of the world, popularising taiko as a performing art. The team lived by the principle of "Sougakuron" - in which "running and drumming are one, and a reflection of the drama and energy of life". Brimming with liveliness and energy, its performance charmed the audience tremendously.



OndeKOZA Japanese Drum

Grand Finale - combined choirs of Singapore and Japan

Marking the Grand Finale of the concert was a combined choir performance by the Japanese Cultural Society, as well as the Mens's Choir and Ladies' Choir of the Japanese Association.



Grand Finale - combined choirs

Sayonara! Hope to see you again next year at the 48th Japanese Cultural Festival.

10月～11月 JCCIイベント写真

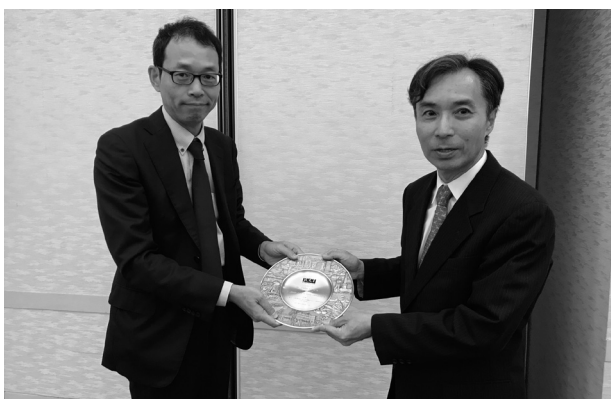
10月25日 「最新！経済・金利・為替動向セミナー」



11月14日 建設部会若手勉強会並びに懇親会



11月14日 理事会

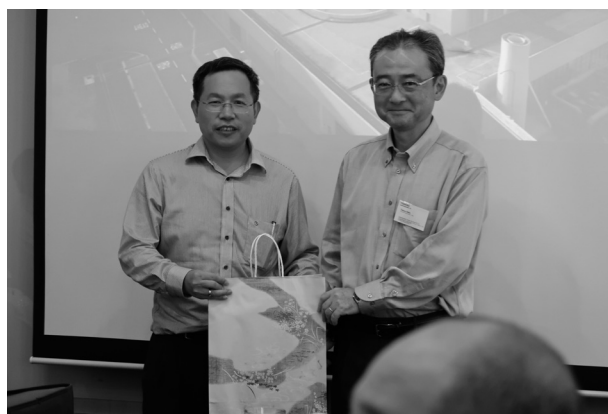


栃折会頭と深谷副会頭



深谷様のご後任 若井直樹様

11月15日 第1・2・3工業部会共催 ニューウォータープラント視察会



シンガポール日本商工会議所

第29回会員懇親ゴルフ大会（2017年）

2017年11月5日、Laguna National Golf and Country ClubのMasters Courseで会員懇親ゴルフ大会を開催致しました。本大会は今回で29回目を迎える伝統ある大会であり、今年はゴルフに対する造詣が深い伊藤正規様に競技委員としてご協力頂きました。

当日は44名（2名1組、計22チーム）の参加者にお集り頂き、競技はステーブルフォード方式によるチームの合計得点で争われました。

栄えある優勝は竹中工務店の中島様・坂井様、2位には伊藤忠シンガポールの堀内様・持田様、また3位には竹中工務店の山口様・般若様が入賞され、栃折会頭より優勝トロフィーとカップがそれぞれ授与されました。

懇親会では、部会の垣根を越え、会員相互の親睦を深めて頂きました。

2018年も是非会員の皆様のご参加をお待ち申し上げます。



2位 堀内様、持田様と栃折会頭



優勝 坂井様、中島様と栃折会頭



3位 般若様、山口様と栃折会頭



日本シンガポール協会便り No.56

日本シンガポール協会よりお知らせです

東京で練習して、シンガポールで歌いましょう♪

混声合唱団「JCT」へのお誘い



The Japan Singapore
Association



Chorus TOKYO

かつてシンガポール日本人会の合唱団に籍を置いた歌好きの仲間が、帰国後2008年に都内で立ち上げたアマチュア合唱団です。2014年から、日本シンガポール協会の合唱団となりました。

JCTの最大の目標は2年に一度、シンガポール日本人会オーデトリウムに集まり、現地の合唱団とジョイントコンサートを開催することです。

次回のシンガポール公演 ご案内
2018年 秋 (予定)



- ・入会資格：とくになし。JCTのモットー「仲良く 楽しく 美しく」にご賛同いただける方
- ・練習日：月2回・第2土曜日午後、第4日曜日午前（原則）。不定期で懇親会あり
- ・会場：港区・新宿区の公共施設ほか
- ・団費：年会費：10,000円
- ・1年の公演：ファミリーコンサート、施設訪問、日本シンガポール協会のイベント出演、JAS JOINT CONCERT（2年ごと。2016年11月19日、於シンガポール日本人会）など
- ・レパートリー：日本のうた、外国のうた等、多数

はい、こちらは「日本シンガポール協会」です！

「日本シンガポール協会」は1971年の設立以来、「シンガポール日本商工会議所（JCCI）」とも密接に連携し、日本とシンガポールとの経済協力、文化交流を深めるための活動をボランティア・ベースで行っています。シンガポールとの関係、交流を深めるため、ご帰国されましたら、あるいは今から協会の活動にご参加されませんか。ご入会を心からお待ちしております。連絡先は下記のとおりです。（2013年1月に、事務所は港区赤坂より港区芝に引っ越しました）



一般社団法人 日本シンガポール協会
〒108-0014 東京都港区芝4-7-6 芝ビルディング308号
電話：03-6435-3600 FAX：03-6435-3602
E-mail：singaaso@singaaso.or.jp
ホームページ：http://www.singaaso.or.jp/

第565回理事会 議事録

日 時：2017年10月20日（金）12：30～14：00

場 所：日本人会 2階 ボールルーム

出席者：栃折会頭、鈴木、入江、深谷副会頭、高沢、西田（浩）、高橋、松藤運営担当理事、石井（智）、遊口、堀内（浩）、堀内（文）、稲見、緋田、木下、赤坂、赤木、古田、奈良坂、白川、橋田、土光、小澤理事、石井（淳）参与、長尾事務局長 計25名

栃折会頭が議長となって開会した。

議 事：**（1）理事の異動等に伴う後任理事企業の選出について**

栃折会頭より、第二工業部会長を務める三井フェノールシンガポールの木下理事が異動により同社を離れ、当地では三井化学アジアパシフィックのみの所属となることが説明された。木下理事より異動後も理事職、第二工業部会長職をお引き受け頂けるとのこと申し出があり、理事企業を三井フェノールシンガポールから三井化学アジアパシフィックに変更することが提案され、理事に諮られたところ、異議なく承認された。

（2）入退会について

長尾事務局長より、3法人会員と3個人会員の入会申請、2法人会員と2個人会員の退会申請があった旨説明され、諮られたところ異議なく承認された。これにより会員数は、法人会員719社、個人会員91名、計820会員となった。

報告事項：**（1）会頭報告、最近および今後の主要行事・会合について**

栃折会頭から以下の報告があった。

10月後半より、基金の各委員会活動が活発化しており、今後寄付先の選定、留学生の審査が本格化している。また、11月5日には会員懇親ゴルフ、11月6日からはネパールへの視察団派遣と、連続してイベントが予定されており、理事企業を中心に各社のご協力をお願いしたい。

（2）部会、委員会報告について

- ・鈴木募金委員長より、JCCI基金の募金状況が報告され、併せて本年度募金への協力要請がなされた。
- ・入江財務担当理事・副会頭より、2017年度決算の中間報告がなされた。

（3）大使館並びにジェトロからの報告・連絡事項

ジェトロの石井所長より、FLA（フランチャイズ・リースビジネス協会）主催の展示会が開催され、日本から12社が参加、うち8社がF&B、2社が教育、2社が美容業であった。JCCIとの共催事業として、経営の現地化に関するパネルディスカッションが開催され、実際に現地化に携わる企業経営者、担当者の生の声を参加者は聞くことができた。

最後に、東南アジア新日鉄住金の古田理事より、外国人雇用に関するウォッチリストへの取り組みについて情報共有がなされた。

以 上

< 2017年11月入会会員一覧 >

会 員 名	格付	備 考
HANKYU HANSHIN PROPERTIES SINGAPORE PTE LTD [観光・流通・サービス部会]	A (法人)	Real Estate 現地法人（100%日本出資） 設立登記：2015年02月 従業員数：2（派遣邦人2）
PRAP JAPAN, INC [観光・流通・サービス部会]	B (法人)	PRコンサルティング業務 駐在員事務 設立登記：2017年7月 従業員数：1（派遣邦人1）
ICONIC TALENT PTE LTD [観光・流通・サービス部会]	C (法人)	人材紹介、人事コンサルティング、 ビザコンサルティング 現地法人（100%日本出資） 設立登記：2017年8月 従業員数：4（派遣邦人1）

最近の推移：

(' 15年7月) 835会員、(' 15年9月) 840会員、(' 15年10月) 846会員、(' 15年11月) 848会員、(' 15年12月) 854会員
(' 16年1月) 842会員、(' 16年1月) 850会員、(' 16年2月) 850会員、(' 16年3月) 850会員 (' 16年4月) 854会員
(' 16年5月) 854会員、(' 16年6月) 856会員、(' 16年7月) 849会員、(' 16年9月) 854会員、(' 16年10月) 854会員
(' 16年11月) 852会員、(' 16年12月) 854会員、(' 17年1月) 840会員、(' 17年2月) 834会員、(' 17年3月) 835会員
(' 17年4月) 824会員、(' 17年5月) 826会員、(' 17年6月) 831会員、(' 17年7月) 817会員、(' 17年9月) 821会員
(' 17年10月) 822会員

シンガポール日本商工会議所 事務局便り

◀ 2017年10月 - 11月活動報告 ▶

金融・保険部会主催講演会「最新！経済・金利・為替セミナー」

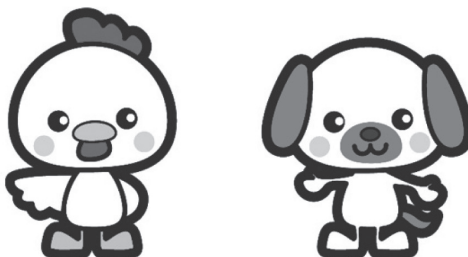
10月25日（水）には金融・保険部会が主催となり、Maxwell Chamberで毎年好評の講演会「最新！経済・金利・為替セミナー」を開催しました。第一部では「グリーンボンドの現状 ～可能性と課題～」をテーマに、日本政策投資銀行（シンガポール現地法人）社長 松岡 基嗣 様をお招きし、グリーンボンドの背景や本質、直近の動きについて、詳細なご解説を頂きました。また第二部のパネルディスカッションでは、メガバンク3行の専門家の皆様に、各々、金利と為替動向についての示唆に富んだご見解をご披露頂きました。

建設部会 若手勉強会並びに懇親会

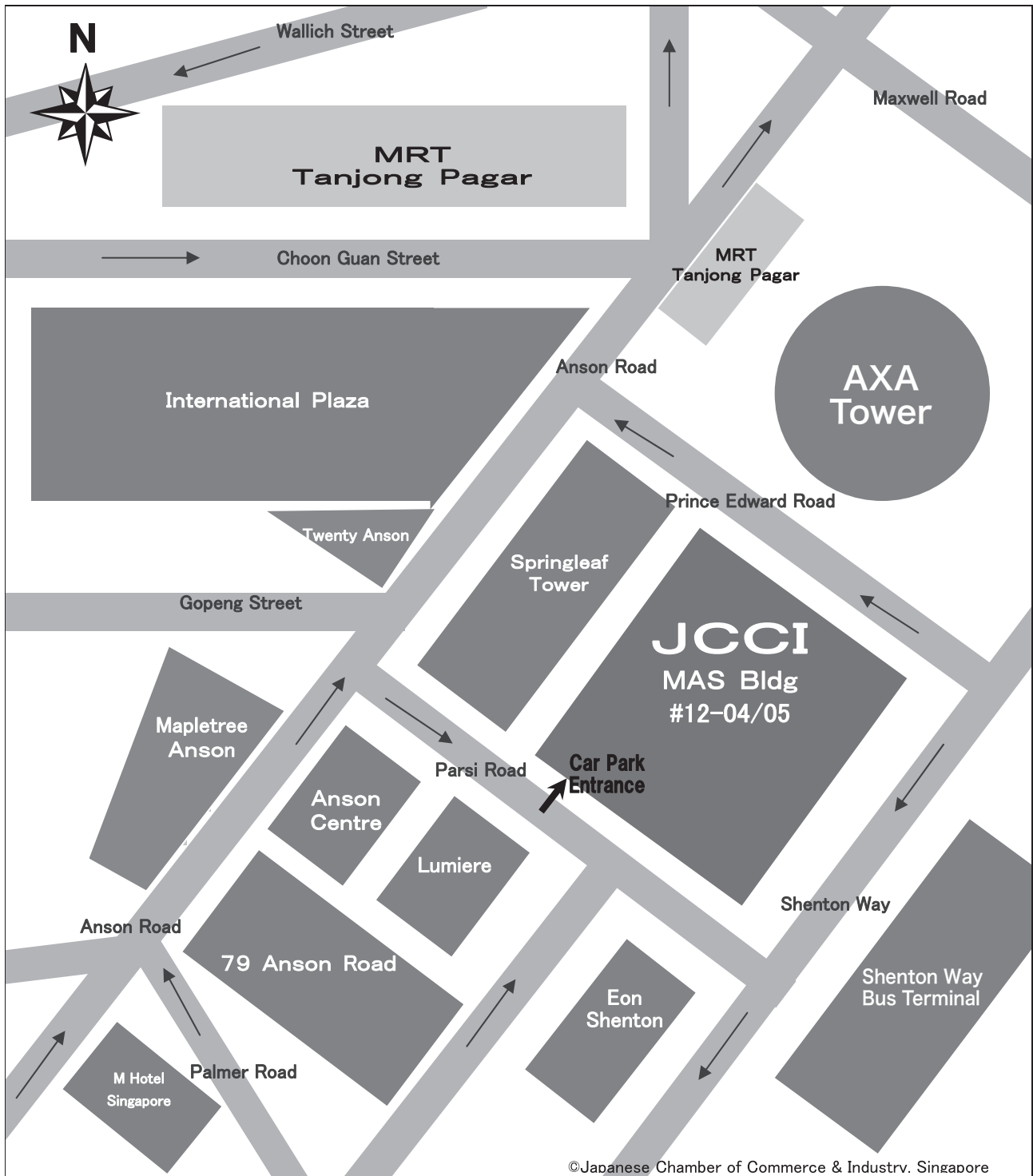
去る11月14日（火）、建設部会員を対象に「若手勉強会並びに懇親会」を開催し、35名の方々にご参加頂きました。シンガポールの建設工事プロジェクト全般に利用される保険の基礎を若手の方に知って頂くことにより、日常の中でのリスク管理の一助になればとの目的で、損害保険ブローカーのエーオン シンガポール様のご協力により、シンガポール保険マーケットの概要、CAR（建設工事保険）、WICA（労災保険）、PI（専門職賠償責任保険）、ボンド等の基礎の講習を行っていただき、それぞれの概要を分かりやすくご説明をいただきました。懇親会では、各社若手の皆様も諸先輩たちと互いに打ち解け、またとない親睦を図ることができた貴重な機会となったことと存じます。

◀ 2018年1月 行事予定 ▶ ※予定は事情により変更・追加されることがございます。

開催日	開催区分	イベント名	時間・場所
1月 9日（火）	理事会	1月度運営担当理事会 第568回理事会	11：30 - 12：14 12：15 - 14：00 日本人会
1月17日（水）	委員会	1月広報委員会	12：30 - 14：00 Fourseasons Hotel
1月22日（月）	部会	2018年8部会合同新年会	19：00 - 20：45 （開場18：30） Regent Hotel Royal Pavilion Ballroom
1月28日（日）	部会	貿易・運輸通信部会懇親ゴルフ	08：00 - 15：00 Orchid Country Club



Japanese Chamber of Commerce & Industry, Singapore location map



弊社が入っておりますMASビルですが、セキュリティが厳しく、ビジターの事前登録が必要となっております。お越し頂く際は、①名前、②FIN NumberもしくはPassport Number、③国籍（日本人以外の場合）を、お電話もしくはメールにて、担当者にお伝え下さい。お手順をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

月報 December, 2017

編集後記

シンガポールにきて驚いたことの一つに、子供への教育に力を入れる力の入れ方の違いがあります。シンガポールでは小学校から学力によってセクションされるため、競争意識が高く小学校や中学校で習い事は当たり前。ともすれば未就学児でも3、4つ習い事を掛け持ちしていることは普通にあるようで、エスカレーター式に中学まで進学でき、高校や大学も受験に通ればよい日本と比べるとその意識の差は大きいように感じます。

その日本においてこのたび大学入試改革が発表され、2020年度から「センター試験」を廃止し「大学入学共通テスト」に移行するとのこと。[共通]と聞くと懐かしさを感じる世代も多数いらっしゃると思いますが、もちろん内容は昔に戻るわけではなく、グローバルを意識し思考力や判断力をより求められる内容になるようです。まだ議論中ではあるようですが、マークシート方式に加え記述式を取り入れたり、英語ではリスニングやスピーキング力も問われる民間の資格・検定試験を認定することです。さらに、2024年度からはコンピューター上で出題・解答する試験にする可能性もあるそうで、内容のみならず文明の利器も当たり前前に教育に取り入れられるようになってきているようです。本月報においては、そんな最新の教育について執筆いただいております。それ以外にも、医療や金融等日常の業務にも有益な情報をたくさんご紹介いただいておりますので、色々と参考にしていただければ幸いです。

それでは少し早いですが、皆様よい年をお迎えください。

最後になりますが、ご多忙の中ご執筆いただきました皆様にこの場を借りて厚く御礼申し上げます。

(編集後記担当 MITSUBISHI CHEMICAL ASIA PACIFIC PTE LTD 萬 卓也)



左：萬 右：森山

○名前 萬 卓也 (よろず たくや)
○出身 大阪府
○在星歴 1年
○会社名 MITSUBISHI CHEMICAL ASIA PACIFIC PTE LTD
○仕事内容 アドミ業務(総務、人事、法務、内部統制、IT、広報等) 統括
○趣味 旅行、美味しい店めぐり

○シンガポールのお気に入り
ローカルフードが安く美味しく食べられる、家族も安心して暮らせるところ

○月報読者の皆様へ
今年最後の月報となりました。皆さんは今年いかがでしたでしょうか？ また来年に向けてこの月報もますます充実させていきたいと思っておりますので、引き続きご愛読宜しくお願いします。

○名前 森山 正明 (もりやま まさあき)
○出身 東京都府中市
○在星歴 7年目
○会社名 EISHINKAN SINGAPORE PTE LTD
(EISHINKAN LEARNING SCHOOL)
○仕事内容 日本人子弟のための学習塾運営&教師
○趣味 写真撮影、大人の社会科見学シンガポール版主宰

○シンガポールのお気に入り
人との出会いです。世界中から優秀な方々が集う国。日本人の中でも、第一線で活躍されている方が、この地で働いています。その方々との出会い、交流は本当に刺激的です。人生100年時代、大事なのは、人的ネットワーク。AIの出現、そして平均寿命の延びによって、雇用環境が劇的に変化していくと思えます。変化しなければならぬときに頼ることができるのはやはり人的ネットワーク。シンガポールの魅力はまさに「これ(人的ネットワーク)」です。

○月報読者の皆様へ
月報は、シンガポールでビジネスをする上でヒントになる記事が数多く取り上げられています。今月号に限らず、非常に中身の濃い内容となっています。熟読していただき、シンガポールを含め東南アジア、世界でのビジネス戦略に役立てていただければと存じます。

発行

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY, SINGAPORE
10 Shenton Way #12- 04/05 MAS Building Singapore 079117
Tel: 6221 - 0541 Fax: 6225 - 6197
E- mail: info@jcci.org.sg Web: <http://www.jcci.org.sg>

編集

TOUBI SINGAPORE PTE.LTD.
72 Eunos Ave 7 #04-06 Singapore 409570
Web: <http://www.toubi.co.jp/>

印刷

adred creation print pte ltd
Blk 12 Lorong Bakar Batu #01-01 Singapore 348745
Tel: 6747 - 5369 Fax: 6747 - 5269
Web: <http://www.adredcreation.com/>

☆☆JCCI Eメール送信サービスのお知らせ☆☆

シンガポール日本商工会議所ではセミナー情報や、サービス・新製品等のビジネス情報を
弊所メーリングリストを使用し、会員企業の皆様にお届けするサービスをご提供しております。

(2017年6月時点、2155名の方にご登録して頂いております)

Eメール送信サービス1回

SGD 200 (GST 込み)

(※会員企業様のみ利用可能とさせていただきます)

ご利用をご希望の方は「info@jcci.org.sg」(担当: Ms. Doris)まで、

下記必要事項を明記の上、お申し込み下さい。

- ①希望送信内容 ※原稿はソフトコピー(500KB以下、PDF)にてご提出下さい。
- ②希望送信日 ※余裕をもって、お申し込み下さい。(土日・祝日を除く)
- ③支払方法 ※現金・小切手・GIROのいずれか

【お申し込みから配信までの手順】

お申し込み頂いた後、事務局よりお申込確認用紙・ご請求書を送付致します。

お支払をお済ませいただき、テストメールをご確認頂きました後、配信となります。

皆様からのお申し込みをお待ちしております。

シンガポール日本商工会議所事務局 担当: Doris (Ms)
10 Shenton Way, #12-04/05 MAS Building, Singapore 079117
TEL: 6221-0541 FAX: 6225-6197 E-mail: info@jcci.org.sg



会員各位

シンガポール日本商工会議所
事務局長 長尾 健太郎

年末の事務局休館について（お知らせ）

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、シンガポール日本商工会議所事務局は、
誠に勝手ながら下記の期間につきまして年末休館とさせていただきます。

休館中、会員の皆様にはご迷惑をおかけするかと存じますが、
何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

年末休館：2017年12月28日（木）～2018年1月3日（水）
（年末は2017年12月27日（水）まで、新年は1月4日（木）より開館いたします。）

以 上

会員データベース 訂正・変更記入フォーム

会員データベース登録内容に訂正・変更がございましたら、下欄にご記入の上、事務所まで FAX また E メールにてご連絡頂きますよう、御願ひ申し上げます。

注：*必ず会社名と E メールはご記入下さい。

会社名(日)			
会社名(英)*			
旧代表者名(日)			
新代表者名(日)		新代表者名(英)	
E-MAIL*			

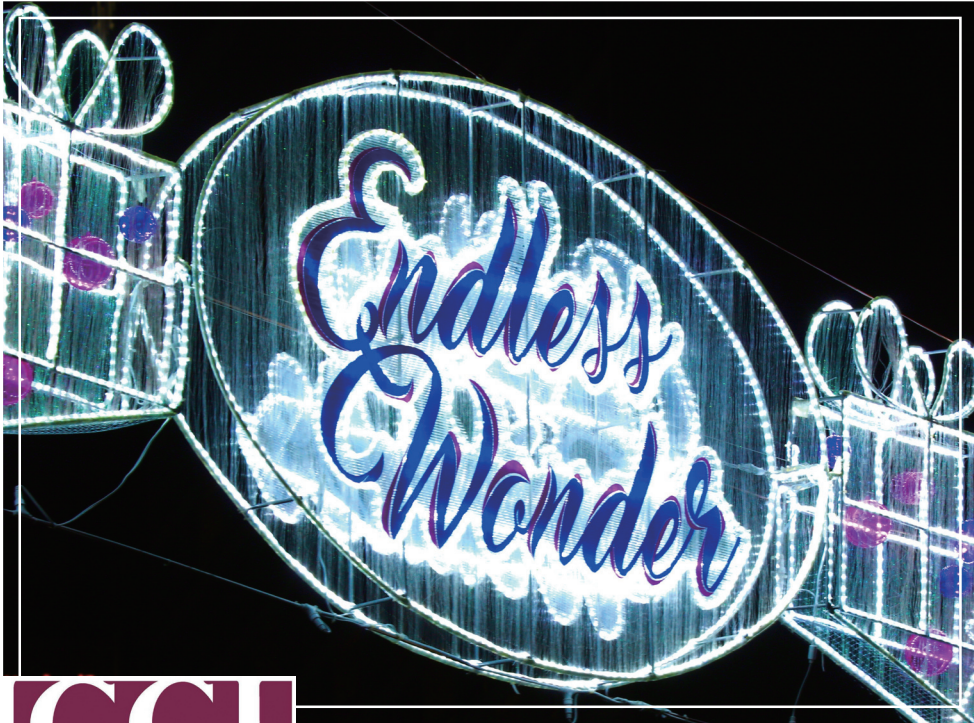
役職(英)		役職	
Address			
TEL:		業務内容	
FAX:			
WEB:			
日本人社員数		総従業員数	
変更日	年	月	日 より

緊急連絡 E メール：

その他

Fax: 6225 6197

担当：ドリス (doris@jcci.org.sg)



JCCI
SINGAPORE
Japanese Chamber of Commerce & Industry, Singapore